

幕末維新期における

来日外国人の日本宗教政策観

——特にキリスト教をめぐって——

山
崎
渾
子

Foreign Policy regarding Religion in Japan in the End of Edo and the Early Meiji Era

Foreign powers that applied pressure on Japan to open her doors to the outside world, not only declared the wish to sign a treaty of amity with the Japanese government but also demanded freedom of religion and an end to the persecution of Christians. This paper presents the results of research on the manner in which the policy forbidding the practice of Christianity in Japan (one of the purposes of the edict excluding all foreigners and prohibiting all intercourse with foreign countries) was carried out in the End of Edo and the early Meiji era, through close reading of the written records recounting the personal experiences of foreign visitors to Japan, and attempts to reassess the meaning of *Kaikoku*, or the opening of Japan to the outside world.

はじめに

開国を迎るペリーに対し幕府は、やむをえず祖法キリスト教禁止政策をそのまま固守して、下田・函館の二港をもって開国にふみきつた。できれば通商を拒否し、外国人の自由な行動も許さないままでペリーに応じようとしたが結果的にはそれを守り切れず、追いうちをかけるハリスに通商許可を与え、更に神奈川・長崎・新潟・兵庫の門戸をひらいて「開国」を行つていったのである。

ところで祖法として貫かれたキリスト教禁止政策についてここで問題にしたい。日本の鎖国はキリスト教禁止を以て開始されたわけであるから、日本の開国は、ようするにこのキリスト教解禁をもつてなされなければならなかつたはずである。それが禁教政策を行つたまま「開国」したところに、開国とは何か、を問う時常に矛盾が起きてくる。又は当時の日本人および外国人が開国の状況の中で諸活動を始めようとする時、この問題にぶつからざるを得なかつたのである。

幕末維新期における日本の信教の自由、または政教分離の政策に関心を持つ私にとって、この時期来日した外国人がこの視点について、特に日本政府のキリスト教政策に対してどのように見聞・体験しているのかを問うのが本稿の課題である。幸い、当時来日した外国人の諸見聞録が近年多数翻訳紹介されているので従来の史料に合わせてそれを使用⁽¹⁾したい。

便宜上対象時期を幕末明治初期とするが、次の四期に別けて概観することにする。この区分の仕方は、日本史の流れから区分したものではなく来日外国人の記述の流れに沿って分けてみたものである。

〔一〕一八五三年前後～一八五八年

〔二〕一八五九年～一八六七年

〔三〕一八六八年～一八七一年

〔四〕岩倉使節団と帰国後の展望

の四期がそれである。

開国にあたって諸論議の尽きない中、結局は「通交互市」と「天主教御制禁」について、「彼とは是とハおのずから事異にして同じからず」⁽²⁾という意見に沿って「開国」していった幕府は、どこまで貿易政策と宗教政策を使い分けで行けるのか。換言すれば政治的理由で宗教を禁じている政教一致政策をどのように宗教のみを分離して対処するのか、この時期、開国を要求して接近てくる諸外国が貿易、または信教の自由のいすれかを要求するにしても、政教分離の精神を建て前としてくる。根本的に考え方の異なる日本と諸外国が、開国という状況の中でどのように応対していくのか。日本側としては、開国政策を取りながらも一方ではキリスト教禁止策を取り外国勢力をコントロールしようとした。その過程の中で、諸外国の主張する宗教の自由、政教分離の精神をどのようにうけとめ、または拒否していくか、これらの事が私の関心となるところである。本稿では特に来日外国人の視点にしぼって概観してみることにする。そしてそこに記述されてる事柄は、彼らの役柄・関心によつて多種多様・豊富な見聞であるが、それらの中でも宗教に関する記事を取りあげることにした。

一、一八五三年前後～一八五八年

(一) 日本への接近

日本への来訪者たちは、まあもって日本についての文献を読みよく研究してきている。ペリー自身も自負しているように、日本研究の深さは相当なものである。彼等の著述には日本が南蛮人との豊かな文化交流のあった時代のものもちろん、ケンペルの『日本誌』⁽⁵⁾からの引用も多い。また幕末・明治初期にはペリーによる記録をはじめとして同時代の見聞記をお互いに読み合って参考にしている様子をうかがう事ができる。

まず日本に关心を持つて近づいて来る諸外国人は、鎖国日本についていろいろなイメージを持っている。彼らの表現を紹介すると、「鍵をなくしたまま閉ざされた玉手箱」⁽⁶⁾、「謎の國」⁽⁷⁾、「神祕」⁽⁸⁾、「神國」⁽⁹⁾、「神々の國」⁽¹⁰⁾、「知られざる土地」⁽¹¹⁾、「ユートピア」⁽¹²⁾などというようなマルコポーロの「ジバンク」以来の幻想的なイメージや、「100年の長きにわたる死んだような停滞状態」や「死の静寂」⁽¹³⁾、「永遠の不毛」⁽¹⁴⁾、「孤立していくも幸福であった」日本、三〇〇年前から何も変わっていない、ケンペルの『日本誌』の頃と同じ⁽¹⁵⁾、と言うもののやら、「子どもじみた」日本、「未開」⁽¹⁶⁾、「半開國民」⁽¹⁷⁾、「非進歩的、且不自然な孤立状態」⁽¹⁸⁾、と説明する。そしてこのような状態は、「神の御心に叶うものではない」⁽¹⁹⁾、として価値ある產物を有する国である日本は、もっと他国と通商するようにならなければならないと言ふ、更に日本は他国を遮断している権利はない⁽²⁰⁾、とさえも述べ本人達の日本來訪を正当化している。

ところで日本を鎖国に追い込んだのはヨーロッパの責任であると述べる。近世にキリスト教が紹介された事情、南

蛮貿易の様子など、スペイン、ポルトガルの野心的な行為として記されているものが多い。結局、キリスト教が禁止されたのは「異端としてではなく」⁽²⁷⁾、全く「政治的理由」⁽²⁸⁾であること、続いて迫害に関する記録に触れるものも多⁽²⁹⁾い。それ以来日本は、キリスト教を禁じ教義内容は「何も知らないまま」⁽³⁰⁾外面向に憎んでいる。このようにキリスト教伝来に際して伴つた弊害が、日本をしかたなく鎖国に追いこんだのであり、その意味からヨーロッパの責任であると言うのである。そして鎖国は、本来の日本人の性質と気風に反していることであり、日本人の好奇心の強さ、優秀性、知識欲、親しみ易さをあげる。⁽³¹⁾ペリーの意見書には、日本人は贅沢品を好むので海外の品物をすぐに必需品にしてしまうだろうと述べる。

ペリー来航直前の頃のキリスト教禁止政策については、一年に一、三回の踏絵が行われ⁽³²⁾、第一回目はその年の正月の八日始められた⁽³³⁾という記録がある。また踏絵が外国人にも要求されているというのは「真赤な嘘」⁽³⁴⁾で、当時のオランダ人へのチェックはそれ程厳しくなっていると言う。これに対して開国に先立つ一八四八年、鎖国下の日本に漂流民をよそおつて上陸してきたアメリカ・インディアンの青年は、長崎奉行所に連れてこられ踏絵について「足でそれを踏めといわれたが、私はプロテスタントがあるので、ためらうことなく踏んだ」と書いている。

(II) アジアの中の日本

日本に接近してくる諸外国は、日本を単独に目ざして来るわけではない。市場と植民地を求めて広くアジアへの進出を企てる西欧列強の動きについては従来その研究は多い。ここでは特にアジアに於けるキリスト教宣教を動機に来航してきた人びとの実態について述べよう。

貿易関係やキリスト教宣教活動をもつて開国要求をする外国人は、日本を含めて他のどのような世界と関連づけて

考へてゐるか。希望峰以東の民族の中の日本人とか、「コンスタンチノープルから江戸にいたる」諸国、そして「ガンジス川以東の国々」、「ラングーンから江戸に至るアジアの海岸の全域」、などといふ視野の中で日本をとらえようとしている。日本の存在をより広い世界であるアジア、またはその近隣諸国との関連の中で掌握していたのである。

例えれば当時来日した外国人たちが、日本以外のアジア諸国で活動する宣教師たちに對して少なからず関心を示していることからもわかる。これは、日本での宣教師のあり方に重ね合わせて考へてみる為のものであつた。そのいくつかの例をあげるとベナン島のフランス宣教団の様子⁽⁴³⁾、シャムのカトリック宣教師とプロテスタント宣教師の生活の違⁽⁴⁴⁾い、シャムに残るボルトガル系の人びととカトリック教徒⁽⁴⁵⁾、上海での一例であるが五〇万人にも及ぶカトリック教徒の面倒を見るため、カトリック宣教師たちが南京條約規定のヨーロッパ人境界線から遠く各地に修道院を営んでいること、彼らは深く根を地におろしているので清國は追求も出来ないでいる事、アメリカ領事が海岸から八〇マイルも奥に自分の別荘を建てたとき、清國の役人から抗議をうけたこと、ところが領事がカトリック宣教師の例を挙げて反駁すると役人は口をとざしてしまつた、という開國十年後の清國の様子を伝えたりしている。その他太平天国の指揮者洪秀全と宗教政策やキリスト教との関係の事⁽⁴⁶⁾、過去においてマカオからイエズス会宣教師を派遣することから開始した日本のキリスト教宣教のこと、その失敗の様子⁽⁴⁷⁾について、香港でなんらの敵意らしいものにも会わずに町を歩くカトリック宣教師たちのこと、セイロンでのカトリックの精力的な宗教勧誘と他派の様子⁽⁴⁸⁾、朝鮮半島とカトリック情勢⁽⁴⁹⁾などなどがそれである。

アジアでの豊かな生活体験を持つという意味では、ベリーに繼いで来日したハリスは誰にもひけをとらない。彼の記録によると過去八年間のクリスマスの当日、彼が居住していた所をリストアップして、一八四九年のクリスマスは北太平洋の海上、一八五〇年マニラ、一八五一一年ベナン島、一八五二年シンガポール、一八五三年香港、一

八五四年カルカッタ、一八五五年セイロン、一八五六六年日本⁽⁵³⁾、とある。これらの事から彼が日本にやつて来る前にもアジアの広範囲にわたる諸地域で活躍していた事がわかる。またハリスは、上海にいた頃、一八五三年五月、ペリー艦隊の随伴者になる希望を出して拒絶された。当時のハリスに対する推薦状には、彼の人物としての優秀さ、教養、通商問題にかかわるまれに見る広い知識、數々国に通する語学力について述べられている。ここでは彼のキリスト教宣教への関心について触れておこう。例えばシャムで活躍する米宣教師の役割について、イギリスの場合と異なつて、アメリカ人宣教師が多く貴重な技芸などを教え、大いにシャム人の役にたつてきた、というシャム総理大臣の言葉を記録⁽⁵⁴⁾したり、ペナン島のカトリック大学での教育を立派なものとして紹介し⁽⁵⁵⁾、アジアにおける宣教師の役割を高く評価している。

日本のキリスト教再宣教をもとめて開港を願つていたのは、フランスであり厳密に言えばローマ教皇庁であった。アジア諸国の中でも中国や朝鮮での鎖国は長い間続き、特に朝鮮における一八三八年～一八四一年の己亥教難、一八六六年～一八七〇年の丙寅教難といわれている時期には、多数の信徒や宣教師らが殉教して⁽⁵⁶⁾いる。キリスト教が解禁されたのは、中国では一八四四年、イギリスやアメリカを差し置いてフランスが清仏条約で初めて宗教自由について成功したのである。このような背景の中で、少し溯るが日本のキリスト教再宣教を願つて、一八二二年ローマ教皇庁は朝鮮半島に代牧区が設けられた時、できれば司教座を琉球に置くのが良いとした。琉球は日本の支配下にあるから「日本とは頻繁に連絡があり、宣教師らはここから容易に日本に入り込むことが出来ると思つた」⁽⁵⁷⁾のである。当時の琉球は、西欧列強にとっての対アジア諸国との航路の中継点としても注目されはじめていた。

アヘン戦争後、駐支フランス全権公使ド・ラグレネは、清國とフランスとカトリック教会にとって有利な条約を結ぶために交渉を開始した。この時公使を援助していたのはセシル提督⁽⁵⁸⁾であった。この折り、セシルは入国不可能の日

本を近くで偵察しようとして、通訳として外国宣教会マカオ事務所長から派遣された若い宣教師フォルカードを同伴した。そして一八四四年、高という中国人伝道師を伴ってセシル提督とフォルカードは、アルクメース号で琉球へ上陸した。⁽⁶¹⁾ この国土に上陸した際、「まず足をつける突堤の先端の相当大きな敷石の上に、ラテン式十字架が完全に描かれているのを見」⁽⁶²⁾ つけた。これはここに上陸しようとするキリスト教徒全てに棄教を強いるサインであり、この事がラフォルカードは、日本のキリスト教徒に対する冷酷な憎しみが、この遠い島にまで及んでいる事を知ったのである。⁽⁶³⁾ 外国人に対して琉球政府は同盟も通商も拒否していたが、通訳二名（宣教師）を置くことには、「承諾でもなく、拒否でもない」態度を示した。そこで二名の宣教師は琉球に残留し、日本への布教準備を開始することになったのである。それからの彼らにとって、日本政府を恐れる琉球のキリスト教禁止政策は厳しく、自由な活動は許されず苦難の多い年月であった。

その後アヘン戦争後の条約問題で忙しくしていたセシル提督は琉球へ寄港する事がなかつたが、一八四六年、突如フランス軍艦が琉球に到着した。その船が知らせて来た事は教皇グレゴリウス十六世が、アジアの出来事がキリスト教再宣教への道に通じるものと予想して、日本と琉球列島が教皇代理管理所地域に昇格し、フォルカードを司教に昇進させた。⁽⁶⁴⁾ というニュースであった。

同じ頃、イギリスのスクーナ型帆船が琉球にやつてきて、琉球海軍伝道団の宣教師ベッテルハイム家族が上陸して⁽⁶⁵⁾ きた。その後七年間も彼は琉球に滞在することになるが、彼についての記録は案外多い。その性格や宣教師としての資格問題、その態度・挙動があまり良くない影響を与えていた、とペリー提督の同伴者たちに言わせている面をもつた人物であつた。⁽⁶⁶⁾

さてその頃フランス宣教師フォルカードは、ようやく再来したセシル提督と三隻の軍艦で長崎に行く機会を得てい

る。初めて見る日本では、フランシスコ・ザビエルの偉業を想い感動する⁽⁶⁾が、上陸できずながめるだけで、彼らは日本人役人から厳しくチェックされ追いかえされてしまった。日本政府がその首に賞金をかけている噂があったほどの「フォルカード」を琉球政府が引き渡さなかつたのは、フランスの報復を恐れたからだ⁽⁶⁸⁾。日本にて下船できればよいと思つていた「フォルカード」にとって、次第に遠ざかる日本を見ながら、「胸の張りさける思いだつた」とその宣教師としての情熱を記している。

結局、「フォルカード」らは琉球に二年間しか滞在せずに去ることになった⁽⁶⁹⁾。日本への宣教を断念したのではなく、日本へ入る為の新しい道、例えば台湾や樺太、千島を開こうとしたのである。「日本への潜入を他の入口から試みなければならなかつたのだろうか。では、どの入口からだらうか」と、この問題を教皇に相談するためヨーロッパへ渡ることになった。

ヨーロッパに帰つた「フォルカード」は、一八四七年七月、ルイ・フィリップフランス王の晩餐会に招かれた。初めの「そのなかで、ギゾーだけが関心を示し、プロテスタントであるにもかかわらず伝道に好意的」⁽⁷⁰⁾できわめてカトリック的であった、と記しているのは興味深い。王政復古期のギゾーがどのような政治家であったか、ここでは言及出来ないが、これから数年後一八七五年（明治八年）福沢諭吉が、ギゾーの文明論に触発されて著した『文明論之概略』の中で論じている宗教政策論、政教分離の思想などが、当時の日本にどのように影響していくのか、時代がややずれるが、ギゾーと日本の宗教政策との間接的な関係がここに見られるのである。

その年の九月、「フォルカード」はローマでピオ九世に迎えられた。バチカン布教聖省では、「日本が開国するのはもつと後のことであろうと考へ」、彼在香港で待機するよう配置することにした。香港は、ヨーロッパ・極東間の大部

分の情報が集まっているし、事態を監視し日本が開国した時に宣教しやすくしようとしたのである。以後フォルカードは、香港から「日本をじつと見ていた」。⁽⁷⁴⁾ 彼の部下たちは、そこで日本に入り込む新しい計画をねつた。それは琉球では成功しそうにものないので、北から入る、と言うことを考えた。北から潜入すると外国人に対する扱いも悪くないと聞いていたので、⁽⁷⁵⁾ 「全くキリスト教徒の島である」⁽⁷⁶⁾ 千島列島や、樺太方面を考えたのであった。

日本に入る方法を、あれこれ思索している中で、宣教師たちが基本的に考えていたことは、日本へ行くのに「大砲に守られてではなく、（神と聖マリアの）加護によって、使徒にふさわしいやり方で」⁽⁷⁷⁾ 上陸することを望んでいた。この頃、列強が競って日本へ向かう計画を持つ情報をしばしば得て、フォルカードたちは、その時を待つ事にしたのである。

ここでベリー艦隊の琉球到着、ということになる。シーボルトを通して琉球のフォルカード宣教師らについてベリーは知っていたようであったが、ベリーは日本来航の前後五度も琉球を訪問し深い関心を示している。⁽⁷⁸⁾ それは單に日本への足がかりとしての必要性ばかりではない。イギリス人ベッテルハイム宣教師から得た情報をもとに、ベリーはとくにキリスト教に対する絶望的な厳しい琉球観を持っていた。しかし一方では楽観的に琉球と友好関係を樹立さえすれば、いつかは日本の残忍と抑圧から解放され、人民の思想と行動が自由になり、ひいては当地において程キリスト教の努力が成功する国は他にないであろうと言う。⁽⁷⁹⁾ そして通商関係を開けば利益も増し、それによって日本の專制主義からも独立でき、島民は喜ぶだろうと推測する。⁽⁸⁰⁾

フランスのセシル提督と宣教師フォルカードのように、アメリカの場合はベリー提督と宣教師ウイリアムズの取り合わせで来航して来た。ベリーが首席通訳官として雇い入れたのはS・W・ウイリアムズというアメリカ対外宣教会から派遣された宣教師であった。この人物は日本渡来二年前迄マカオや広東近辺で一〇年近くも活動し、アジアに詳

しい人物である。「中国総論」という中国研究の名著もあり、広東では一五年間も日本人のもとで日本語を学び話している程であるから、日本という国に対する理解の仕方も深いはずである。ペリーの高圧的な態度に対し、いつもヒューマンな感情から発する批判的視角でベリーを補っていたのがウイリアムズであった。その様子はその著書に多く現れているところである。また彼は、開国後一八五八年には長崎に来航し、翌年にはヘボン・ブラウン・フルベックを含む六人の有能なアメリカ人宣教師が横浜、長崎に在住するきっかけを作った。これらの宣教師たちは、開国後の日本に重大な影響を与えた人ひとであるだけに、このような背景をもつウイリアムズがペリーと共に日本に来航した事の意義は大きい。表向き宗教に関しては一切干渉しない、とキリスト教宣教には無関心な態度(85)を取つてやつて来たベリーではあるが、一方の同伴者ウイリアムズは、ペリーからの信任も厚く、日本開国に際しては常にキリスト教宣教への配慮を忘れていないのであつた。

ロシア艦隊も琉球に寄港している。その折りベッテルハイム宣教師と会つて議論しているのがゴンチャロフであるが、彼は宣教師の考え方行動には批判的で、宣教師たちが事を急ぎ過ぎて全て台無しにするのが心配だとし、そして日本政府のキリスト教禁止政策はこれからも長く嚴重なやり方をつづけるであろうと見て(86)いる。

(三) 漂流民とキリスト教

ここではもう一つの側面から日本開国への道をたどつてみたい。それは漂流民とキリスト教との関係という視点である。日本に開国を要求する諸外国人にとって、日本人漂流民を送つて來ること、外国人漂流民を受け取ること、又必要に応じて何国人の為であろうと大洋で活動する船員たちの避難港を提供すること、難破した場合には救護すること、などの人道的な条項を受け入れるべきだとする理由は挙げやすいものであった。キリスト教と日本人漂流民の関

係は必ずしも最初から、いわゆる「開国」ということに関わらなかつたが、結果的にみると彼らは鎖国の犠牲者でもあり、同時に開国への道案内の役割を果たしたことが多かつた。

鎖国時代、限定された小船をあやつって生活していた漁民の中には、難破して漂流した人びとが多数いた。その中には外国人に助けられ、九死に一生を得て帰国することができた日本人漂流民がいた。彼らの帰国後の口述書がいくつか世に知られているが、それらを読んでいて時々出会う記事に、キリスト教には全く触れなかつたと、わざわざ強調している口述書とか、異国人の信じるキリスト教が奇異であつたとか、又はキリスト教徒に助けられたこと、しかし自分達はそれを信じなかつた事とか、宗教関係の書物、物など一切持ち帰らなかつたなどが記されている。⁽⁸⁾これらに接する度に、いかに鎖国中のキリスト教禁止政策が厳しかつたか、祖国に帰りたくともこの宗教に触れた者は、入国を許可されない運命にあつたことなど、その苛酷なまでの宗教政策の様子をうかがい知る事ができる。このような状況の中で、これら日本人漂流民と宣教師らの出会いといふのがしばしばあつた。

例えば、ベリー来航に先立つこと一五〇年以上も前に、キリスト教宣教を志して日本潜入を試みたのはイタリア人のイエズス会士シドッチである。彼が日本に渡る機会を待つ為に、ローマからフィリピンに渡ったのは一七〇四年の事であった。そこに留まること四年間であつたが、徳川家康に追放されたキリスト教徒の子孫や日本人漂流民がいたので、彼は日本語を修得することができたという。⁽⁹⁾又一七〇八年八月、ガリー船団長のロ・ミゲル・エロリアガがシドッチを日本の近くまで送つてくれる事になつた。日本近海までくると日本舟が近くを通りかかつた。彼らは暴風のためにマニラに漂着した日本人漂流民たちで、彼らと共にシドッチは念願の日本上陸をはたす事が出来た。日本上陸後のシドッチのことや、新井白石との問答についてはここで触れる余裕がないが、このようにフィリピンに於いて、又日本潜入時に於いてシドッチが漂流民と深く関係していた事などをここでは特記しておきたい。

その後、シドーチの後を追つて、キリストの子孫が残存すると期待されている日本へ行きたいと願う宣教師は多数いた。そのうちの一人ブルギュイエールの手紙⁽⁹¹⁾によると、一八三三～四年の頃、日本の舟がルソンに漂着した事、二〇人くらいの漂流民は、キリスト教徒から深い人間味と思いやりのある扱いを受け、三人を除いて全員が洗礼を求めたことが記されている。

又、先述したフォルカードが、一八四九年にパリの神学校へ書き送っている書簡には、次のような記録がある。彼がマカオから香港に行く船上で一人の洋装をした日本人紳士に会った。極めて礼儀たやすく流暢な英語をしゃべっていたが、この人物は島原出身の漂流民であったこと。プロテスタントに改宗していたこの人物が教えてくれたが、フォルカードが琉球で二年間苦労して覚えた言葉が、要するに日本の方言で、役に立たないということであった。そこで香港へ戻つてからこの人物から日本語を習うことになった。そして更にイギリス総督付きの言語学者ダッソラフが日本語の為にもっと適當な人物を紹介してくれた。その日本人も漂流民だったといふ。これら二名の漂流民だった日本人のうち一名は、後に洗礼を受け、その時非常に柔らかい謙遜な語調の日本語で祈りを唱えたのを聞いて宣教師は大変感動している。この人物が具体的に誰のことなのかは不明であるが、帰国できた暁には宣教師らと共に住み「自分のできる限りのことを彼らに対してもしよう」と考えていた⁽⁹²⁾という。ここにも日本人漂流民と宣教師との深い関わりを見る事ができるのである。

ペリーの同伴者であるウイリアムズも日本人漂流民と関係が深い。一八三二年頃、尾張から江戸に向かう途中難破した音吉他六名はカナダに漂着した。その後彼らはイギリスを経てマカオに送られてきた⁽⁹³⁾。広東のアメリカ商人D・W・オリファントは、彼らを日本へ返すのを利用して日本との貿易を開き、更にアメリカ対外宣教委員会の日本宣教を実現させようと計り、一八三七年モリソン号を派遣することになった。この折り強力に参加要請をうけ同乗したの

がウイリアムズであった。この計画は浦賀と鹿児島から追い返され失敗に終わるが、若きウイリアムズ宣教師にとってはこの時以来、日本語と日本への宣教の熱を抱くことになる。当時の彼は言う。漂流民たちが入国を拒否された事は不幸なことであるが、考えようによつては幸運である。この時もし難無く日本に受け入れられ、われわれが静かに引き下がつていたならば、日本との開国交渉の機会はめぐつて来なかつことにならう。それ故「むしろわれわれの手元に留まるこの男たちを十分に活用し永遠の友好関係をつくりあげる足掛かりとしよう——そして、もし神のお許しがあれば、音吉がいう通り、やがてまた、もう一度試みてみよう」、と言つてゐる。

この“もう一度試みる”ことになつたペリー来航の時、ウイリアムズも首席通訳官として同行して來ている。そして彼らと共に、漂流民のサム・ペチ⁽⁹⁵⁾と言われる日本人がいた。彼は一八五〇年、アメリカ彥藏らと榮力丸で漂流した人物であるが、この時日米両側の役人から生命の安全が保障され、むしろ日本への上陸を説得されたが、結局は恐怖からそうしなかつた。ペリー艦隊と共に離日した後、ゴーブルという信仰ふかい海兵隊員に目をかけられ彼に伴われてアメリカに渡つた。そして一八六〇年サムは、バブチスト教会の宣教師となつたゴーブル夫妻に従つて日本に帰国、以後は宣教師たちの外国人家庭で働いたといふ。ここにも日本人漂流民の悲劇と宣教師との交流を見ることができる。

ペリーが携帶した日本國皇帝に宛てた米大統領の書簡のなかには「アメリカ人にあつては、實に全てのキリスト教国民の場合と同様、いづれの国民にせよ自國の海岸に漂着した場合これを親切に迎え、援助と保護を与える事は神聖な義務だと考えられておりますが、このようなことは、これまでアメリカの保護下に置かれるに至つたすべての日本臣民に関して、アメリカ人のとる方針でありました。合衆国政府は、今後日本沿岸で難破したり、あるいは、天候険惡のため日本の港に追い込まれた人びとが人道的に扱われるであろう、とのはつきりした保障を日本政府から得たい

と思つています」と強く要求している文面がある。キリスト教精神にのつとり、人道的な処置を日本にも訴えるこの要求を日本政府は、どのように受け止めようとしたのであらうか。

ペリーと同じ年、長崎に来航したロシア使節団の記録には、この問題について日本側も強硬に拒否していた頃とは異なり、次ぎのように言う——長崎に来ると「漂流日本人を運行したのではないかとたずね、さらに食料や水は必要ではないかと聞いた——」この二つの理由は、日本人が異国人来航の納得のいく理由として、ついこの頃認めるようになつた」と。

(四) キリスト教再来と信教自由の主張

ペリーは、日本の最高代表者ミカドについて次ぎのようく説明する。「政治的には重要でないが、鬼に角、神々に對して扱われるほど変りなき高い尊敬を払われている」⁽¹⁹⁾。そして天皇は神道の神である天照大神、太陽の女神の直系の孫であると考えられていると紹介する。⁽²⁰⁾ 同じ時に来航したゴンチャロフも、「日本全国の主であり天の御子と——かつてヨーロッパでは、ミカドのことを、不當にも『靈の皇帝』と呼んでいた」⁽²¹⁾事を記す。不當にも、といふ表現に意味深長なものを感じるが、右記の両者は勿論、ともかくこのようなとらえ方は、多くの外国人が参照しているケンベルの記述にほとんど変わらない。一八五六年にハリスに対して「日本の精神的元首、神の子、帝国の古くからの独裁者について、よくご存じのようなお話しぶりですね」と日本人役人は言つたという。そして多くの外国人が、ケンベルの本には多くの誤りがある、と指摘しているとは言え、天皇に関してはその記述がケンベルと全く同じであるとヒュースケンは気づいた。外国人たちはこの不可解な存在の天皇について、これ以上の分析を試みようとはしないが、表面的な宗教の現状について関心があり、よく観察している。

日本では、仏教と神道がもつとも盛んであるがその他の宗教を含み、國民はあらゆる種類の信仰に著しく寛大であるといふ。(註)この事はペリーに限らず他の来日外国人も多く述べるところであるが、ヨーロッパ人が最も驚嘆することの一つは、日本では「非常に多くの宗教が協調し合って共存している」状態である。日本の政府は、「公衆の平和を害さない限り単に教則上の点だけには極めて無関心なのである」とみて、日本の制度のうち、宗教上の寛容の精神ほど著しく特徴的なものはないと言ふ。宗教に関しては日本政府は自由なのである。数世紀前キリスト教が初めてイエズス会宣教師により日本に紹介された折りできえ、仏僧たちがそれを放逐しようと請願したところ、日本の皇帝は「では日本にどんなに多くの異宗があるかと尋ねた。『三十五あります』」という答えた。(註)た。皇帝は曰く、よろしい。三十五の宗教を默許することができるのなら、三十六を許すことも容易である。外国人を悩ますな」と言つたことを紹介している。しかしその後日本人は「この新しい宗教のうちに頑迷と反逆性が潜んでいる」と判断し、政治的理由から駆逐する政策を取つた。これが鎖国の一始まりであり以後厳しい取り締まりを行つていったといふ。

ペリー艦隊来航中、その艦隊の陸戦隊員が死亡した。その葬儀に当たつては当然宗教の問題が出てくるが、その折りの日本側の反応を次のように記す。牧師ジョーンズは「上陸するや、数人の日本人役人に鄭重に迎えられた。キリスト教との牧師を嫌惡するだらうと想像していたのだが、彼らは少しもそんな様子を示さなかつた。群衆も集まつて来て、——礼儀正しく敬意を払つた」好奇心をもつて眺めていた。キリスト教に対する根強い反抗を持つてゐる日本人から妨害されるのではないかと不安に思つてゐた牧師も、「最初の葬式は横浜で、一度目は下田で、最後の二度は函館で行われた」が、いずれの場合でも日本人は全く尊敬を示し、親愛と敬意をもつて遇してくれた事に驚いていふ。

この時同じく日本に来航したロシアのチャーチンたちは、長崎に入港しそこでクリスマス・イブを迎えた。その

夜船上で行われたミサとタベの祈りには日本人役人を招待したと書う。通訳の栄之助は、何の祭日かと尋ねた。キリスト教に關しては日本人に話すのを避けっていたが、少しずつ慣らす必要があるから彼に語って聞かせたという。そして「日本に来航したのもこのためである。この國に再び神の言葉が響き、十字架が建てられる——のも遠い日ではない」と思う。それはいつのことか?——鎖国体制は強固なのだ!」と実感を述べる。

神奈川条約締結の交渉中、米宣教師ウイリアムズは農機具リストの陳列の手伝いをするかたわら、「見物人のかなりの人数に、彼らには初耳の話柄に違いないキリストの復活について語る好機に恵まれた」と記す。同じ宣教師は、この頃米船員が酔い潰れて不行跡を働いたと言うことを聞いて「下田もやがて廣東のように、キリスト教の優秀な点が知れ渡らぬうちに、——キリスト教國民の一番悪い特徴が現れて——しまうのではないかと心配する。蒸氣機関車や電信機などの紹介の後の感想として、日本人がアメリカ人の「優秀性の眞の原因を、バイブルの大切な眞理から学ぶ様になるため」にもこの交渉を通して、日本人の進歩を願う様子や、日本人の進歩を可能にさせるためには、「官吏、商人あるいは宣教師の資格で學識のある人びとを常駐させる」ために、言語を学ばせる必要がある、とも言う。

日本国土に上陸しはじめた外国人たちは、次第に、キリスト教の子孫と思われる人びとに会う機会に遭遇したり、その情報を耳にしたりするようになつた。チャーチンは、日本人通訳から「日本では相当数のキリスト教徒がいまだ山にこもつて残つている」事を聞いた。ある日、チャーチン提督付きのギリンヤ正教会僧院長が十字架を公然と胸につけて下田の郊外を散歩した。その時一人の百姓が彼に近づき、着物の下に隠していた十字架をみせてキリスト教の伝統を日本で守つている者がわざかながらいることを告げたという。その翌日、この男はまたやつて来て、結局ロシアへ行くことになつた。彼は、「信仰を故国で自由に告白できるようになるまで、そこから戻らない積り」であると言つた、という。このようにキリスト教の子孫出現の情報は、宣教師たちの情熱を更にかきたてることになつた。

宣教師たちは、開港された居留地を中心に、次第にその数を増していく。よく見ると各派様々、大きく別けてカトリックの立場と、プロテスタント諸派の二つの系列が見られる。将来、キリスト教が日本人の心にうまく受け入れられる望みがあるだろうか、と問うロシア人系ギリシャ正教徒は、日本人の根づよい憎悪はカトリックの人びとに対してであるから、彼らがその相違を了解するまでは如何なるキリスト教も日本には入れない、と結論づけている。この点、プロテスタンントもカトリックもなく、諸外国に対する日本国の不信は無差別のものであつたと指摘するのは、やや時を遅くして来日するオールコックである。開国当初、たとえアメリカが宗教的不干涉をもつて好意的に日本に迎えられるとうねぼれていても、経験から分かることは、この希望は空しいものだというのであつた。⁽¹²⁾

日本の宗教には干渉しない主義や、個人的にあまり信仰のないよう見えたペリーも日本人役人との会談中、はつきりと信仰の自由を主張しているところもある。合衆国では、宗教の自由が完全に認められていること、この意味からアメリカ人には、他国の宗教について干渉する気持など毛頭ない。しかし日本人がキリスト教を冒瀆する場合、これを容赦できない、という発言がある。⁽¹³⁾

ペリーの後継者として来日したハリスは、ペリーよりも宗教的な事柄に対して関心を示している。日本の宗教的信条についても調べなければならない、とか日本滞在中も日曜日ごとに絶対に仕事を休み、祈禱書を読む。そして日本においてこのような祈禱書が読まれるのに、どれだけの歳月が要るのだろうかと思ひめぐらす。ある時人びとに聞こえるような声で祈禱書を全部読んで、この町で読まれた最初のものであつたと、万感胸に迫る思いを日記にしている。

ハリスの通訳兼書記としてのヒュースケンは、一八五七年十二月二十一日宰相と九名の委員と信濃守、森山通訳がいる会談での話を書き残している。この談話が宗教の問題に及んだ時はみごとであった、という。キリスト教支持の声

が歎然と発せられたのはこの時が初めてであり、この帝国の第一人者、閣老会議首席に向かつて語られたと感激している。ハリスは、一、三百年前のスペイン、ポルトガルの人びとは残酷で無法な人びとであった、彼らは黄金や征服の欲求を持つてやって来て、武力をもって宗教を広めようとした。しかしそれは過去の事である。人類はようやく、良心の自由こそ全ての國を支配すべき一大原則であると気づいたと説いたのである。これを聞いている日本の貴族たちの顔には、少しも不快のいろはなく、「宰相の穏やかな表情には、一点の陰りも見えなかつた」⁽¹²⁾ という。そしてついに、翌年には条約文中第八条の宗教に関する譲歩が盛りこまれた、と伝える。

以上のようなアメリカ的正統的信教自由の思想を主張して開国を迫る面と、やや角度を変えて開国を迫る場面もある。例えば、閉ざされた日本に向かつてこの國は「自然法にも、民法にも、その他あらゆるヨーロッパ的な法律」などに対立させている國家、と見る点である。ついこの頃まで漂流民を許さなかつたり、日本の法律は非人道的で残忍である。このように日本が國際法をふみにじると國際法を掲げる全文明國から、種々の要求が持ち込まれ、それを拒否すると怒りと報復を受けることになるだろう、例えは中国におけるアヘン戦争などの例を見よ、というようなものである。開国を迫る条件として、このような法、とくに國際法、自然法などの事や、また反面、古い法や習慣に固執する日本の態度を指摘するのである。信教の自由主張や、漂流民の扱い方などについて抗議する時と同じような勢いで日本に迫つたのである。この國際法が「万国公法」として知られているものである。日本において、やや後年になるが一八七〇年に来日したグリフォイスが、翌年東京の帝國大学でのウイートン（『万国公法』の原本の著者）らの國際法の研究を始めている。又、宣教師フルベックのすすめで、福井の英学者瓜生寅が『交通起源・一名万国公法全書』として一八六八年に出版している。

この翌年フルベックは大隈重信に欧米への遣外使節派遣の必要を提案した。「ブリーフ・スケッチ」⁽¹³⁾として有名な

ものであるが、その提案の中には「日本の法律、とくに民法、商法、そして刑法は、ヨーロッパの人民、財産を規制しているヨーロッパのそれらとは、非常に異なつており、西欧の法律の基準に一層近づけるような仕方で変えなければならないこと」または「西欧の宗教（キリスト教）を禁止した古い布告は廃止さるべきであり、したがつて自國の信者が平和を守り、公然たる罪を犯さない限り、迫害を受け、殉教に至る事はないこと」などの内容のものがある。これを見る限り、この提案の動機の一つには、日本人の代表者がキリスト教諸国を訪問し、理解を深めそれによつて、一日もはやく日本においてキリスト教を解禁し「信教の自由」を布告するよう、期待していることがわかるのである。

（五）日本の将来性

日本に上陸した外国人たちは、一般民衆が非常に愛想がよく外国人に対する好奇心も手伝つてか、なごやかな交歓を楽しむ場合が多い事を指摘している。⁽¹³⁾ これに反して役人は厳格で、民衆を立ち去らせて取締まりを強化する、といふ記事は多く見られる。「このような住民の好意的態度は、大君の役人があらかじめ当方に警告していたものとは、全く違つたもの」⁽¹⁴⁾ であつたと言う。そして多くの外国人が日本人の優秀性を説き、（もちろん欠点についても述べるが）、日本の明るい将来性を述べようとする。

例えばベリーは、かの有名な事件として知られる吉田松陰らの海外密航の企てについて詳細に記し、結果的には実行できなかつた彼らだが、「日本人の志向がかくの如くあるとすれば、この興味ある國の前途は何と味のあるものであるとか、又付言すれば、その前途は何と有望であることか！」⁽¹⁵⁾ と語調を強めているのである。教育は、日本人一般に普及しており、女性もシナと異なつて、男と同じ知識が進歩している。上流階級の人びとは

「自國のことをよく徹底的に知っていたばかりでなく、他の國々の地理、物質的進歩、及び當代の歴史についても何事かを知っていた」。⁽¹⁵⁾ 日本の手工業者は、世界におけるいかなる手工業者に劣らず熟練しており、人民の發明力をもつと自由に發達させるならば、日本人はもつとも成功している工業国民の水準に間もなく達するだろうと述べ、「強力な競争者として、將來の機械工業の成功を目指す競争に加わるだろう」と予言する。そして今のところまだ果たされていないが、バイブルによる自由の榮えある契約は、今まで行わってきたような道を開く事が神の計画であった、という事を証明していると言う。さらに、今回の日本開国の「遠征に要した出費に対する多大の報酬と、また、卑俗な金銀や通商の打算に勝るヒューマニティと善意の大義への到達」⁽¹⁶⁾ であると述べている。

日本の開国に対するこのような楽觀論は、ペリーの特徴である。⁽¹⁷⁾ かれ自身も自分のこのような期待は、あまりにも樂觀的だと言われるかもしれない、と言いながらも、けれども成功すると強く確信していると一八五一年十一月十四日付の書簡を海軍長官ヘマデイラから送っている。

ところがその数年後、ペリーもこのような楽觀論を持つていられなくなる。日米和親条約締結後、アメリカ政府へ送られたペリーの意見書を見ると、いく人かの外国人たちは、故意にか無知からかわからないが、この條約の語句やその精神を曲解していることを指摘し、日本の開国がより望ましいものになる為に合衆国政府は絶えず気を配って商人たちを監視する必要があること。アヘンさえも持ち込もうとした者があつたが、この極悪非道の試みも日本政府の聰明さのためにくい止める事ができたと述べる。そしてさらに対日アメリカ貿易の拡大増進の施策こそ今は急務である、と政府に訴えるのである。從来のアメリカ人識者たちが、孤立した遠方の居留地を連邦組織に編入する事に異議を唱えていたのに反論してペリーは言う。かつてヨーロッパ人は権力主義・優越感・武力主義で東洋諸國の反発を買ひ、これによって鎖国に追い込んだと忠告し、今後、東洋諸地域に建てられ得る居留地は、かつての植民地のような

ものとは異なり、貿易、宗教、あるいは人道的な目的のみの為に設立されるものであると主張するのである。⁽¹⁾

二、一八五九～六七年

(一) 変貌する日本

開国後、この二、三年で實に驚くほど変化した日本、と感想を述べる外国人は多い。勿論日本の何處を見て言っているのか、と言うことになると少しずつそのとらえ方は異なるが、總じてこの時期の日本の変化をとらえてい るようだ。日本についての百年前の記録が、あまりにも日本に「好意を持ちすぎて誇張したこと」を書いているか、それとも又今日の日本人は、ある重要な点では百年・二百年以前の日本人より墮落してしまっている⁽²⁾のだろうか、とさえ言う。しかしこの変化を必ずしもマイナス面ばかりとらえるわけでもない。長崎の活気ある商業活動の様子や、便利になった生活にも触れるが、全体の傾向として日本人が不親切になり、無作法でヨーロッパ人を嫌うようになった事に触れる。⁽³⁾

このように通商開始の日から、一般的に外国人が遭遇した不成功は何のためであったのか、それは「かなりわれわれ外国人の過ちによる」⁽⁴⁾とする。例えば外国人水夫や船員の町の中での振舞いの悪さは、日本人に嫌惡の情をおこさせて いる。また「外國諸國の武力による威嚇的な干渉や外國の艦隊の出現などを頼りにしないように努めねばならぬ」と⁽⁵⁾と説く。驚のごとき眼で遠くの獲物を認めるや新しい要求をだす外国人、「アメリカ、フランス、ロシア、プロ
シヤ、オランダ、もしくはイギリスによって実際に武力行動もしくは示威行動が試みられる場合いつも、最も際立つ

た失敗に終わつてきた」とも言う。⁽⁸⁾

日本人をおどすことはできない。日本人は中国人とは違う、日本人の勇敢さを軽んじてはならない。⁽⁹⁾「イギリスとフランスよ、日本人に一発大砲を見舞う前に考え直してみようではないか」。⁽¹⁰⁾だからこそ日本人は当然その恨みを晴らそうとした、日本人の刀が血潮で染まつた、と説明しそして多くの外国人たちは、この攘夷運動と外国人暗殺の報告を本国へと書き送る。⁽¹¹⁾一方では、この外国人に対する日本人の夷狄觀は、實際は幕府の政策なのかどうかわからないと悩む。⁽¹²⁾当時の日本の状況を冷静に把握し、適切な処置をとり高度な意味で愛国的であったのは幕府のほうで、多くの「大名たちは現実認識に欠け、視野が狭く、思い上がりもはなはだしい」、と外国人は判断する。そして大名たちは外国人を追放する積りは無く、「大君」(将軍)追放のために条約を利用していると見る。外国人との通商を大名たちは基本的には望んでいるのに「大君を外国との戦争に巻き込み、彼らの座を容易にくつがえすためなのである」と言う。

一八六一年三月三十日、「大君」がイギリス女王に宛てた書簡、また日本の閑老がオールコックに宛てた書簡の中で言つてゐる事であるが、開国後生じた事態は期待されたものとは本質的に全く異なるもので何の利益もあげていない。逆に国民の下層はそれによつて損害をこうむつた。この結果、早晚、以前の禁令をゆるめた事を非難しかつての法律を再び制定するよう要求する人びとが現れて来るだらう、といふものを紹介している。⁽¹³⁾

当時、鎮国に戻すということはどうか、についての論議がしばしば起きている。ペリー来航の時に持参したアメリカ大統領からの国書のなかには、開国する事が心配であつたら、実験を試みるために五年または十年を限つて行つてみたらよい、そしてもし利益にならないとわかつた時、古い法律に復したらよい、などという提案をしている。「しかし鎮国に戻すことは今やもう困難であろう」と他の外国人は言う。一八五八年以前なら、そのような事を考えて

も双方にとって利益になつたかも知れないが、もはや「賽はなげられた」⁽¹⁸⁾という。

(二) 「進歩」のための苦惱

一八六七年徳川昭武ら一行は、パリ万国博覧会参加のため横浜を出航した。それを見たある外国人は、ヨーロッパとの接触の中に日本の國にとっての「進歩の一つのチャンス、物質的・精神的条件を若返らせる一つの機会がある」と信じた⁽¹⁹⁾と感想を述べる。そして数年の忍耐の後に外国人をていよく追い払おうとした日本であるが、もう時は遅すぎたのである。「鎖国に戻すことは今やもう困難であろう。なぜならば、そのために話しをつけねばならない当事者が二人いる。一人は『世論』であり、一人は当の外国人である。『世論』は、一二、三年前迄は無視できたが、時勢が変化した——外国人との交際は、商人や民衆が彼らの主人に絶対的なかつ盲目的な信用を持ちつづける必要がないことを分からせてしまった。以前のように卑下しなくなり、あがめてきた法や習慣が最上で一番高貴なものではなくなり、すなわち世界で一つしかないものでなくなつた。」自主・独立・自由を知った日本人。現在は、生活の拠り所となつていて平和・友愛・自由という言葉で外国人が享受し濫用しているものを日本人が享受し始めた、と述べる。

このような自覚は、私的公的な生活にも深い傷をもたらし、國全体に混乱をもたらした。しかし、これこそ「進歩が生まれて来る一種の苦しい叫び」⁽²⁰⁾なのだ。「しかしながら、いまや私がいとおしさを覚えはじめている國よ、この進歩は本当に進歩なのか？　この文明はほんとうにお前のための文明なのか？——西洋の人々が彼らの重大な惡徳をもちこもうとしているように思われてならない」と「祈る」親日家ヒュースケンもいる。こう言う彼も、間もなく攘夷の刃の犠牲になつてしまふのである。

この時期になると、開国当時の楽觀論は消え、現実問題に対処していく中での困惑と利害の衝突が悲観的な見方を

生むにいたつていた。開国当時の「最初の交渉者たちは微笑をもつて迎えられ、かれらのゆく道々には花がありましたが、それでいたのに、その後任者たちのばあいには、さかずきに毒がもられ、ゆく道々にはいばらがしげり、あえて公使館外に出ようとすれば——刺客につきまとわれる」と嘆いている。

(三) 日本の宗教批判と信教自由の主張

日本人の宗教性についてどのようにみているか。多くの外国人は、日本人は宗教に関して無関心である、と言う。僧侶や神官、寺院、神社、仏像、神像などが非常に多い国でありながら、日本ぐらい宗教上の問題に無関心な国はないといし、特に上流階級の者は、みな無神論者であると指摘する⁽²⁴⁾。日本で確立されている唯一の信仰は、日上や權威、偉大な人に対する尊敬である、と見る。

日本人には宗教観もなく、彼ら自身「善い宗教をもつていないと認めている」⁽²⁵⁾。この点、日本人がキリスト教を嚴禁している理由は、彼ら自身が宗教上の確信があつての事と思つてはならない。逆にあまりに宗教観がないのでキリスト教に容易に近づき得ると見る⁽²⁶⁾。この国で多く行われている宗教の教義内容は、明確でなく、このため日本人の渴きは激しくなり不安もつのつてている。この頃になると人びとは、なぜ宗教を選べないのか、という疑問も持ち始めている⁽²⁷⁾。

ここで、やや時代を溯るが、ペリー来航数年前、日本に単身で漂流民を装つて上陸した冒険家インディアン、マクドナルドの日本の宗教観も紹介しておこう。日本は「私が観察したかぎりでは、それは、エデンの園以外のどこにも劣らぬほど、高貴で純粹で、慈悲深く、あらゆる自然を愛し、惡意がなく純粹だ。それは原始キリスト教の純粹さを失つた後のいわゆる『キリスト教』それ自体よりも多くの点でその至上の幸福においてよりキリスト教的だ。——い

わゆるキリスト教会に属するわれわれは、そのような『日本人の』有神論を、中国人のそれと同じく、不完全な宗教、事實上、本質的に異教とみなすかもしれないが、あえて問う。はたしてそうか、われわれは正しいだらうか。いかなる原則—法則—によつて、わが兄弟をそのように非難せねばならないのだらうか。」と見てゐるが、宣教師たちと異なつた見聞であるところが面白い。

開国後、カトリックの宣教師多数が中国から日本へ渡つてきた。特に長崎キリシタンの子孫たちの為に宣教活動を行ひ、社会の中でもカトリックは下流および中流の人びとを改宗することができた。これに対してプロテスタントの人びとは、やや遅れて来日し大半が中流、および上流の人びとの関係をもつていた。⁽²⁸⁾

政府側も、当時西欧世界に使節団を遣わし、西欧の宗教政策の研究をさせている。この時派遣された人びとの中には、福沢諭吉、福地源一郎らがいるが、現地ではボルテールやニュートンなどを紹介してくれるよう、しつこく頼んだと言うが、かれらの関心の在りどころが推される。⁽²⁹⁾

当時、この使節の成功を誰よりも願つていたのはフランス宣教師ジラールたちであり、宗教寛容のための運動を続けていた。⁽³⁰⁾彼らの報告によると、日本の使節は、西欧において歓迎されているので、逆にだんだんと大胆になつた、と云えている。⁽³¹⁾

このような状況下の日本で、宣教師たちの活動は続いている。もし、この時期はつきりとキリスト教が解禁されたら、日本人の改宗者は「おびただしい数となるでしょう」と言い、日本の端から端までカトリックが迎えられる、とまで見る外国人もいた。彼がここでとくにカトリック、と述べている点は彼の所属がそれである為である。⁽³²⁾

居留地では、具体的な宣教活動が行われ始めている。宣教師としては函館のメルバ⁽³³⁾、横浜のジラール⁽³⁴⁾、長崎のスマス⁽³⁵⁾、長崎で英語や自由思想を教え、大隈重信や副島種臣らにアメリカ合衆国憲法を教えるフルベッキ⁽³⁶⁾、ブラウン⁽³⁷⁾など

どその他の名前があげられており、その他、横浜天主堂の建立⁽⁴¹⁾、大浦天主堂の建立⁽⁴²⁾の様子も詳しく述べられている。

また踏絵廃止も成功することが出来たと伝えている。⁽⁴³⁾

一方では、キリスト教信者たちの発見が諸々に報告されるようになってきた。蝦夷の島に八万人のキリスト教の子弟があり、「恐怖に脅えながら——こつそり礼拝まで守つて、⁽⁴⁴⁾」事、浦上での一八六五年のキリストンの発見を感じして報告するブチシャン⁽⁴⁵⁾、しかしそれに対する日本政府のキリスト教禁止政策の厳重化を伝える。少しさかのぼるが一八六二年には横浜の教会やジラールの所に集まつてくる日本人見物人や信徒三十名余が逮捕されたこと、宣教師たちは、その後も非常に多くのキリストンが名乗り出でくるので、危険を避けるために教会を閉鎖したり活動には慎重に当たつているようすを述べるが、結局は、日本政府はだまつて見ていられず、一八六七年の大がかりな浦上キリスト教徒の逮捕を始めるのである。⁽⁴⁶⁾

迫害を行う日本側は、キリストンが国法に違反したので逮捕したと言う。また彼らは善政を破壊するものと考えられ、一般人の中には「魔法とか妖術の類と思つていて」⁽⁴⁷⁾人もいた。

この動きに対し外国人たちは、様々な立場で信教の自由を前にも増して説いた。アーネスト・サトウは、役人たちに向かって「國民がキリスト教を信仰したため迫害されたという國はない。又イギリスのような新教國でさえも、ローマン・カトリック教徒がその信仰ゆえに迫害されたと聞いては決して快く思うまい」と言う。バーカスも信教の自由は文明の証拠であると反駁を試みる。ブチシャンも日本在住のフランス公使に援助を求めキリスト教徒は叛徒ではないこと、國法に違反したといい得る事が、迫害に対しては良心の義務として抗議せねばならない事を訴える。それと同時に、カトリック宣教師たちは、当時の日本人キリスト教徒たちが、勇敢に自分の信じる事を告白し、きつぱりと確信することを役人の前で宣言している様子を記録している。⁽⁴⁸⁾

キリスト教徒の捕縛について、これは信徒が全く軽率にも名乗って出てきたために、日本の法律上「奉行としては何らかの手をうたざるを得なくなつたのである」⁽⁵⁴⁾と見る人もあつた。当時役人によつては、浦上のキリスト教徒は「二度といたしません」と書つた上でことごとく赦免されるだらう、もちろん公然と信仰を表明しない、という条件で自分の好む宗教を信じる事は許されるであらう、と言う者もあつた。また正反対の事を予想する者もあつた。しかし、この問題はその後、ますます深刻な外交問題となり、迫害の現実はさらに厳しさを増していくことになる。

(四) 文明と宗教

一八五九～一八六二年日本滞在の英國公使オールコックは、開国後の驕然とした日本をさめた目で諸々分析している。ここでは特に文明と宗教の問題について、彼の意見を見ることがある。

さて彼は、文明とは何か、について一定の明確な観念を持たなければならないと最初に言う。そして「宗教—キリスト教徒の考えるような宗教—のもつ重要なものを与え、保持すること、そしてこれによつて心情の憧れる最高のもとの知性の考える最も高尚な観念を鼓吹すること、迷信をなくし、寛容を説き勧めることだけでなく、迷信の代わりに生きた信仰と行動のための眞の動機、それも人間に可能な最高のものをもたらす事」⁽⁵⁵⁾—もしこれが文明だとすれば、日本人は文明を持っていないと言える、と言う。文明において眞の宗教は不可欠な要素であり、宗教を持たない文明は、低俗な物質文明以上のものではあり得ない。それだけに「宗教を堕落させ、文明を退歩させる事のないよう

に、実際生活と立法においては両者を区別し、いかなることがあっても両者を混同しないことが重要」である、と政教分離主義を説く。

同じ頃滞日中のヒュースケンも、日本人のキリスト教徒への迫害を考える時、かつてヨーロッパのキリスト教徒も

殺しあつたことを思い出しているが、オールコックも歴史を顧みて、キリスト教徒も失敗した、と言う。アジアにおいて、宣教師の仕事が現在でも昔でも成功を収めなかつたのは、第一に教える者の統一と調和が無かつたこと、第二には外国人の生活と政府の政策の間にある矛盾、第三はアジアにある政府のキリスト教への敵意—政府の支持のもとに宣教師がとつた手段への敵意と、政府を覆す恐れのある危険をもつといふものであつた。⁽⁵⁸⁾「政治的支配者の命令が主なる神に対する義務と相反するときには、その支配者が、たとえ皇帝であり天子と称されても、むしろ神にしたがわねばならぬと教えている宗教」⁽⁵⁹⁾は、祭政一致の日本の宗教政策とは、しょせん衝突するものなのである。通商や領土獲得、宣教など、それぞれの利害を持つ条約締結国が、日本の領土獲得を一切放棄し、日本人を改宗させようとする強圧的な行動や干渉を一切止めたら、日本人の恐怖心を和らげ、友好的親密な関係のための道を開く事ができると述べるのである。⁽⁶⁰⁾そして宗教の活動は少なくとも今はすべき時ではない、と忠告する。この点フランス公使ロッシュエも同じ意見を持っていた。⁽⁶¹⁾これに対して宣教師の活動を有益なものとして見ていた人びとも多い。例えばジャーナリストのブラックなどである。⁽⁶²⁾

以上のようなオールコックの文明と宗教論を含め、外国人たちは混乱する時勢の中で、やがて来る次の時代の日本はどうなものなのか、時代を見通そうとする。

日本では近いうちに内乱か、外国との戦争が起ころう。その変化が起れば日本人は自由となつて改宗も行われるであろう。⁽⁶³⁾国全体に広まつていく混乱は、そう遠くない日に完全な改革に導くことになろう。それは進歩するときの一種の苦しい叫びなのである。この文明とは、哀れみの情もなく行動する抗し得ない力として、日本の運命を傍観する、という展望である。

一方、俗権と神権を併せ持ち、政教一致主義を取る日本の政治のあり方に対して外国人たちは、鋭い批判を向け

る。日本人の未来觀は宿命的で、日本の文明が何世紀にもわたって惰性停滞する原因ともなっている故に「何よりも必要なのは、神道の禍いを取り除き、我々ヨーロッパ人との、この異教国民とを隔てている淵を埋めることである。これをなしうるのは、福音書とキリスト教哲学の普及のみ」と説く。⁽⁶⁾ やや独善的な態度ではあるが祭政一致の日本への反発と、やがて起きるであろう戦乱に期待さえして、この時期は、しばらく待ちの姿勢を取らうとする。

三、一八六八～七一年

(一) 明治維新と宗教

ペリー来航以来の「十五年間」⁽¹⁾を振り返って、日本政府並びに国民の氣風の変化、その混乱をどう見るかという事は、外国人にも判断の難しい所であった。そのなかでも明確な論理をもつ一際目立つ意見がある。この十五年目を「革命」⁽²⁾や「クーデター」⁽³⁾、と呼び「明治維新は、この時（ペリー来航）から始まっている」と見る。しかし「この革命が外国人の干渉によって起こされたものだと考へるとしたら、それは誤解もはなはだしい。この革命は長い準備期間があつてのものなのである」と説く。このような見方は、ペリー来航の頃、日本人内部に秘められている開国への希望やそのダイナミックな力を、日本人の特異性として捉えている眼に通じるものがある。ここでは歴史の内因的力や革命論をとりあげる積りはないので、宗教政策との関連記事を見ていくだけにしよう。

維新政府もやはりキリスト教を禁じた。しかし「この禁止の根本理由は、それ以前の禁止の動機とは全く別のものであつた」と見る。新政府のキリスト教禁止の理由は、それは埃をかぶった天皇に神道によつて輝きを添え、祭政一

致の天皇神政を行うためであるとしている。こうしてミカドの神格化と神道國教化や天皇制について注目するのである。天皇の名のもとに、幾人かの無名の野心家が実際の政治を行つてゐる、と見抜く。と同時に維新直後の政府の施策に疑問を持つ。維新政府は「キリスト教を禁じていながら、同時に、明らかにキリスト教徒である者たちを黙認しているのは、何を意味しているのか?」その政府の弱体ぶり以外にはない、とも言う。

維新政府にとって実際のところは、旧幕府から引き継いだ捕縛キリスト教徒たちをどのように扱うか、悩みの種であったのだ。⁽¹⁰⁾ キリスト教徒の処分をどのように行つたら良いか、とサトウなどは、役人たちからしばしば相談を受けている。京都に提出しなければならなかつた一つの処分案には、当時のパークスの意見などが反映されて、軽い処分にしてはどうか、というものもあつた。⁽¹¹⁾ 横浜の公使館では、キリスト教問題で大議論をし、パークスは信教の自由を説くあまり、木戸に対し暴言をひいた事、しかし結局維新政府は「天皇の恩召によりキリスト教徒を寛大に処分する」という意味の覚書⁽¹²⁾を出す約束をした。しかしこの約束に反して維新政府は、攘夷運動や農民一揆による混乱の中、キリスト教徒らに対して各藩配流、という厳しい迫害を行つていつたのである。それは一八七〇年の事であつた。

(1) 外交団の交渉と信教自由の主張

外国公使団は、政府に対しあらゆる機会に信教自由の抗議を行つていた。この点については『日本外交文書』や浦河和三郎『浦上切支丹史』や片岡弥吉『日本キリストン殉教史』に詳しいので、ここでは外国人側の記録を見られる事で、特記すべき事のみに留めることにする。外国公使たちは、各々の国の事情、また本人たちの立場がプロテстанトであつたり、カトリックであつたりするところからの違い、宗教に対し関心の強い人と、また全く無関心であつ

たりすることなどから、見解の相違もあった。その間にあって、カトリック教徒三千余人が迫害されている現実を憂いつつ、ブチシャンは、各国公使の関心をかうために奔走している。⁽¹⁴⁾ こうして外交団の維新政府への働きかけは続けられていった。

外交団の強調点は次のようなものであった。単にキリスト教の信仰を告白しただけでどうして拷問を受けねばならないのか、このような事は、完全な信教の自由を持つ国々に恐怖の叫びを引き起こす、条約を締結した国々を侮辱するものであること、日本のキリスト教徒たちは、何ら政府に対し挑発的ではないし反乱者とみなされるのは仮空である。彼らは年貢の支払いを拒否したこと、法に従うのを拒んだこともない。役人の前で何度も天皇への忠誠を誓っている。宣教師が居留地で宣教をしたという条約違反は事実であり、しかしこれは聖職者としての活動であり、それは良心の問題として許されるべきことである。信教の自由こそ進歩と繁栄の要素である、というような主張であった。

一方、これに対して維新政府は、キリスト教徒に対する寛大にするという条約は忘れていない。政府が禁じたのは宗教を非難するからではなく、それから出てくる大きな混乱を予想するからである。神道によればミカドは、神の直系の後裔で神聖な力で統治する方、キリスト教徒は国民である我々の信仰のこの点を軽蔑し、信じないように教えている、具体的に言えば神道の鳥居の下をくぐりぬけるのを拒否したこと。⁽¹⁵⁾ 政府は絶対で宗教によってのみ統治している。宣教師が外国人居留地外の浦上に礼拝堂を設けた事、夜陰に乗じて信徒たちの所へ行く事、これらは条約に反している、我々は国民を治める自由を持つ、というのが日本人役人側からの論旨であった。⁽¹⁶⁾

当時キリスト教徒問題を直接担当していた木戸孝允や森有礼らが、この件でミットフォードやサトウの助言を求めて来たという。ミットフォードによると、木戸は「宣教師たちが、ここに送られてきたのは、民衆の皆に國の法律に

従わないように教えるためではないかと思えますね」と言つたとし、これは、歴史的に見て正しいと、記している。一方サトウは、彼等に答えて、「まず穩便な方策をとること、時々外国公使たちへ長文の覚書を送つて、彼らをなだめるようすること——議会の条令で信教自由の観念を日本人全体に吹き込むことの困難であることを認め、スペインでは最近まで新教徒に信仰の自由のなかつたことなど」を話したという。この時、森は蝦夷の地でキリスト教徒に土地を分配し、自由に信仰させたらどうかという考え方を出したが、サトウは反対したとある。⁽¹⁹⁾

一八六八年六月、木戸は長崎に来て、キリスト教問題を取り調べた。この時の事をドイツ公使ブラントは次のように報告する。「木戸は長年ベルリンに駐在していた青木「周蔵」日本公使の伯父に当たる人物である。彼が折りに触れて述べたところによれば、政府はキリスト教に対し何ら敵意を抱いているわけではないが、キリスト教に対する人民の敵意はいかんともし難く、さらに悪い事態を避けるためにも、日本人キリスト教徒に対し、敵対措置に出ざるをえなかつた——木戸の議論において『人民』という言葉を外国人嫌いの『公家・諸侯・武士』という言葉で置き換えると、彼の言つてのことには確かにものな点もあつた」という。⁽²⁰⁾

ところでキリスト教禁止ということをめぐって、いわゆる宗教宽容という事が問題になつてゐたが、もう一つの側面である人間としての内心の自由、信教の自由という点について、政府はどのように捉えたのであらうか。一八七〇年、沢宣嘉外務卿、寺島宗則外務大輔らがキリスト教問題について外国公使たちに送つた文書に関して、次のような記録がある。

キリスト教徒に対する処置が、諸国全權にとって「不満であるのは遺憾であり浦上の住民が訴追された理由は、正確には外国の宗教を信じたからではなく、徒党を組んで公務を妨害したからである。政府はもはや昔のように国民の内心の宗教上の意見を問うようなことはしない。政府は、国民の胸中を知るために定められた昔の踏絵の法を廃止し

た。政府は、学校で外国語を教えるために宣教師をも採用し、外国の宗教に関するものをも含むあらゆる書籍の翻訳・販売を許した⁽²²⁾と説明している。

内心を問わない、という事は、内心の自由を尊重している意味であろうか。サトウは、池部五位を訪ねて興味ある談話を交わした事を伝えている。そこで会った若い男と、キリスト教についてその教義内容に触れるバイブルの中の「山上の垂訓」についてまで、儒教と対比させながら話し合ったという。

また、当時横井平四郎小楠が暗殺された。「一説では、彼の自由主義的な見解のためといわれ、他の説では彼がキリスト教徒と目されたためともいわれる⁽²³⁾」と、ある外国人は伝え、他の外国人はその偉業はリンクルーンにも比すべき仕事であったと、その死を悼むのである。これらを見ると、日本側でも信教の自由、内心的の自由に関心を持っていた事がわかる。

宗教政策をめぐって、このように寛容問題、信教自由の精神、政教分離の問題という各々が側面を異にしてはいるが、結局は一つの同じ問題として起きている。この件が、表向き外交問題となったり、内政問題となったりして旧幕府、または維新政府に持ち込まれていったのである。

(三) 日本人の無神論と宗教政策への批判

日本人は、中国人と並んで「無神論の民」であるという。しかしヨーロッパの無神論とは全く別のものである。そして日本の「上層社会の無神論と下層社会の宗教に対する無関心とは、まぎれもなく、宗教の教義の貧弱さから來っている。すなわち、国民が宗教の教義の力をすっかり使い果たして、もはやそれによっては満足が得られない、という所に原因がある⁽²⁴⁾」とみる。

又多くの外国人が神道の教義の浅薄さを指摘する⁽²⁸⁾。そして廢仏毀釈の様子を伝え、ますます一般に無信仰を生ずることになった、と言う。このように仏教の寺院が、次々と倒されて行くのは残念であると惜しみ、「多くの寺院は建築上からも実に傑作であり、みごとな仏像や、石灯籠が数えられないほどあるが、今の野蛮な破壊主義ではいかなることも容赦しない」⁽²⁹⁾と訴える。

学者や軍人、重立った人びともみな無神論者であるとし、彼らは道徳観が強いのでキリスト教の道徳とその教えの偉大さには感心している、といふ。

しかし「活発なキリスト教布教の時代はまだ来ていない」⁽³⁰⁾、とする。国内を旅行しても、途中にキリスト教に対する誹謗と禁止を書いた高札が一里塚のようにしばしば立っている。宣教師にまつわる噂や醜聞にも、「宣教師とて同じ人間だと教えるような公平な立場を示す人はほとんど一人もいないだらう」⁽³¹⁾。外国人教師の中には「兵隊上がり、水兵上がり、書記上がりの者」もいて、誤解も起り易く、「日本人妻」⁽³²⁾を持つ外国人も多い、と外国人に自薦を説く時代でもあった。

四、岩倉使節団と帰国後の展望

(一) 天皇は現人神ではなくなった

「一八七一年（明治五年）から一八七六年の日本の歴史は、天皇の歴史と密接な関係がある」と言い、「天皇はただの小さな現人神ではないことを証明した。天皇自身人間であることを明らかにした」⁽¹⁾と高らかに報告する外国人の見

方がある。そして明敏さと勇氣ある功績として、大久保利通の建白書を紹介する。それは、今まで天皇は、御簾の背後にいて他の人間世界からは隔絶していた。国民の父としての義務は、そのようでは到底果たされない。そのためには遷都し、人間の社会と結合する必要がある。その辯は、高位の者に対する尊敬の念と、低位のものに対するいつくしみであると説く。⁽²⁾

神秘劇の神としての天皇は失敗した、とも述べる。天皇はその後皇居を移し「以前はミカドが全くかくれた存在であつたのに対し、今は公然と現れる」⁽³⁾。その為天皇に対する尊敬が非常に薄くなってきた、という。

この「ミカド」に関しては、新聞や雑誌は彼を一種の超人間にするように努力しているが、実際には依然として数人の野心家が利用している姿にすぎない⁽⁴⁾、「もし日本人が、その支配者に自由に動かされる性質がなかつたならば、おそらくこのように行われなかつたであろう」⁽⁵⁾とも言う。

もし政府がキリスト教を解禁すれば、諸大名は不満をもち反乱の原因になるとしてキリスト教迫害を続けているのは、全く偽りである、とも言う。「もしミカドが、何の危険も恐れずすべての大名から、その祖先代々から受け継いだ権利と領地を簡単に取り上げることが出来たとすれば、大名が良心の自由という問題を口実に、失われた領地を再び得るよう戦争を起こすであろう」という恐れは、全く狂氣の沙汰である。日本をよく知っている人ならば、宗教の自由を承認することは、国民の間に決して不満を生じるはずはないということもわかる⁽⁶⁾と言つてゐる。

今や「天皇の政府はもう不安ではない——天皇は古い伝統を捨てて、今、国民の中に現れ、屈辱的な忠誠を求めるい」⁽⁷⁾と高らかに言う。

一八七三年になると、新しい気配があり、流刑中のキリスト教徒の扱いが、日に日にその厳しさを緩和させてきた、と宣教師は報告する⁽⁸⁾。日本の役人の考えがすでに変化しているのがわかる。彼らは「今まで天皇はこの宗教によ

くないと信じておられ、そのためにこれを禁じてこられた。だが今は、この宗教はよいと認めてこれを許可された」⁽⁹⁾と述べる。

役人たちはキリスト教徒たちに問う。「もしヨーロッパ人が我々に戦争をしかけてきたら、切支丹はどうするか」——彼らは「日本と天皇のために戦うでしょう」と答え、「キリスト教の教義は、魂は神のもの、身体は天皇と役人のものと教えます」と政教分離の考え方を話すと、役人は「その点だけがわれわれには解しかねる」と言つたとある。そしてついに浦上のキリスト教徒達が皆自由になつたニュースを伝え、この釈放は外國におけると同じく、日本でも世論を大いに感動せしめた、とある。⁽¹⁰⁾一八七三年の事として、ある宣教師は次のように書いている。

ある武士階級出身の日本人役人が洗礼を受けた。彼は維新の時に全財産を失つた両親から期待をかけられ、医学の勉強をしていた。しかし、その後この青年は病氣になり、一切の希望がなくなつた後、キリスト教がどれほど慰めと支えになつたか、本人はもちろん家族も深い関心を持つようになつたと、時々あつた改宗の例を伝えている。⁽¹¹⁾

(1) 岩倉使節団と宗教

一八七一年、岩倉使節団は西欧文明諸国へ向かつて出発した。外国人の眼には、この渡航は知性のある有能な人物たちの偏見を取り去る事になつた機会、と見る。⁽¹²⁾条約改正については失敗するが、最初の成果として得られたのは、キリスト教徒迫害の廃止である。これらの詳しい事情についてはここでは省くが、かつて拙論「岩倉使節団における宗教問題——『歐米回覧実記』に見る宗教観』(『北大史学』十八) や「岩倉使節団と信教自由の問題』(『日本歴史』三九一号)で考察したので、それ等と重ならない限りで言及しておきたい。

この使節団のアメリカへの出発と時を同じくして、從来よりも激しいキリスト教徒迫害が再燃した。これらの事が

世界に伝えられると、まず日本と上海、続いてアメリカとヨーロッパの新聞が中心となって世論に働きかけ岩倉使節団に向かって抗議を行つた。⁽¹⁴⁾

使節団も合衆国を旅行し、西洋文明に触れていくうちに彼らの考えが変わり始めたのを感じた。ヨーロッパへ渡つてからも世論は更に騒がしくなり、この有名な使節団が「大げさな世界巡歴」⁽¹⁵⁾をしている間、迫害を受けている無実な日本のキリスト教徒に入びとは同情して抗議をしている。

カトリック国を代表するフランスでは、一八七二年十二月七日議会でこの問題が取り上げられ、この問題に関する演説は拍手喝采のうちに迎えられたことを記す。演説の強調点は、日本でのキリスト教徒迫害が、欧米公使の抗議があつたにもかかわらず力不足である事、今や欧米諸国が協議して、申し入れをする時であり、日本が条約を遵守し、フランスの国旗を尊重するために海軍力の強化も必要である、というものであつた。

ブリュッセルの街では群衆が岩倉使節団の車の通る所に押しかけ、その釈放を大きな声で求めさえしたといふ。⁽¹⁶⁾そしてようやく日本政府がキリスト教禁止令を廃止し、囚人を釈放する予定である、ということを日本使節団が熱心にふれ回つてゐる事を伝える。最終的に確実なニュースとして伝えられたのは一八七三年四月七日、キリスト教徒の釈放、高札が撤去されたという内容のものであつた。⁽¹⁸⁾

岩倉使節団は出発に際して、ミカドから賜わった言葉の中に次のような内容がある事を記す。「我が國の婦人は人生における幸福のよつて立つ原理に無知であつてはならない。幼児の理知的な趣味を養う早期の教育は重要であるが、これは母親の教養に負うところが大きい」。この為、今使節に数名の女子留学生を入れ、女子教育の最善の方法を学び、これをわが国に移入する、というものである。

使節団は、日本婦人の為に、英國式の家庭教育をほどこすため数人の英國人淑女と雇用の契約を結んで日本へ赴任

させようとした。その交渉が委任されるとドイツ公使ブラントンは言う。⁽²⁰⁾ 彼が使節団の伊藤博文に相談したところ、日本人の希望は単に家事についての技術教育のみで、日本の道徳や婦人の地位の改善については望んでいなかつた、と言う。

この事をバーカスに話したところ、使節団とは全く異なつた意見を持つていて、彼は洗練された一イギリス婦人を推薦してきた。そして、その推薦理由は、眞の淑女の自信と威厳は、他のどんな資質よりも、婦人に対する無礼や勝手な振舞いから婦人を護る、そして模範を示すことこそ人の心を動かし、心を形成するためには必要であると言う。そして日本の婦人たちは、アメリカ合衆国にひかれているがイギリスの方方がよい教育を与える事ができると述べる。このバーカスから推薦された婦人は、シナで広く布教活動をしたバーカス夫人の一族の友人であつた。しかしキリスト教禁止策を取る日本でこの婦人が宣教活動でもする事になつたら、先述したブラントンの立場がなくなると恐れ、彼は結局、宣教に対して関心を持っていない人物を紹介したのである。⁽²¹⁾

使節団は条約改正という「第一の目的では大失敗であった」。⁽²²⁾ しかし「その副次的目的では大成功であった」。⁽²³⁾ キリスト教国から多くの事を学んでいる、多くの事柄のなかでも法制度ということへの関心が強い、と言うのはメーチニコフである。また当時の政府の様子を見て、クリフィスも記す。国民の心に政府の布告の土台になる教育と道徳的訓練を植え付けるための完全な成功が期待される。しかし「皇國」においても、国民の道徳的性格は法令によつては造られない。そのためこそ、教育という事が大きく取り上げられていつたのである。⁽²⁴⁾ と。

岩倉使節団が帰国に際して、ヨーロッパから持ち返つた所感は物質的な面の盲従的模倣や借用は、「西洋文明の外面と表皮だけを映すに過ぎず、そこから豊かな精気を取り出すためには、何よりも国民の知性を変革し矯め直す」⁽²⁵⁾ 国民教育の必要性であるということであった。そして宗教と教育の関係について言えば、宗教は教育の補いにすぎなく

必要に応じて利用する、という考え方を持っていた、とする。⁽²⁷⁾

(三) 将來の日本への警告

歐米諸国巡遊中の岩倉使節団は、日本国内の出来事をよく知っていたが、帰国に際して外国での見聞・体験を通して見る祖國は、開化進歩策があまりにも早く行われすぎている、と判断した。使節団は、アメリカでの大歓迎に対しヨーロッパに於いてはかなり冷遇されたようだ。⁽²⁸⁾ 帰国後は反動的心境から外国人を冷遇し、開化を遅らせる事になつたと見る外国人もいた。⁽²⁹⁾ またそれは誤解であると反論する外国人もいる。⁽³⁰⁾

それはともかく、帰国に当たり法律顧問の一人として同行させたフランス人のブスケも、この時期の日本について見聞記を著しているが、彼が他の外国人の観点も含めてどのように日本をとらえているか最後に見る事にする。⁽³¹⁾
彼は当時の日本の宗教の状態について、次のように見る。下層の民は、粗野で情熱を伴わない迷信によつて支配され、上層階級は自己満足と懷疑主義の不信仰、いわゆる無神論者であるといふ。⁽³²⁾

この国人の人びとが如何に内面的な、宗教的感情の観念がどのようなものかを理解していないかを例に出して説明する。それは世界中の宗教代表者を集め、一種の宗教会議を開催した事を述べる。ミカドの全臣民にとっての唯一の信仰を創出する、というのがその目的であったが、このように信仰問題を立法的に決めるのに何の躊躇も感じない、と言う。神的權威の神聖な代表者ミカドに対しても、だれもこの考え方を原理上否定したものはいなかつた、とする。⁽³³⁾

また逆にこのような日本人の無神論的氣分のもとでは、政府が神道をいかに特権的な國家宗教にしようと試みても、なんの成果も得られないと楽観的に見る外国人もいる。⁽³⁴⁾

日本人の宗教的無関心は、全く寛容主義のことなのか、というとそれとは異なる。この時期の政府の対キリスト教

的政策は厳しいものであった。撤去されたはずのキリスト教禁止の高札が、秋田、羽前、会津、越後、新潟ではまだ立っているのを巡遊中のカトリック宣教師が伝えていて⁽³⁷⁾いる。同じ宣教師は、函館で黒田清隆開拓長官着任早々キリスト教徒を逮捕し、迫害を開始しているとも言う⁽³⁸⁾。そして改革ばやりのこの時代、最も不思議なのは、最初に行われるべき信教の自由という事を、ミカド政府は全然考慮していない、と批判する⁽³⁹⁾。

公議所では、キリスト教禁止の意見が強いといふ⁽⁴⁰⁾し、初めのうち日本政府は、アメリカとイギリスの伝道事業を覽容し、むしろ支援さえしたのに、それは単に日本政府の政治プログラムの一つであつて、「今日初めての頃と比べると、成功の見込みがなくなってきたと考えても恐らく誤ってはいないだろう」と悲観的に見る⁽⁴¹⁾。

一国の根がなくて、キリスト教文明の果実のみを占有しようと思つても、それは不可能である。「強い精神力が神道や仏教に取つて変わらなければ、物質文明のまばゆい虚飾ど、心をむしばむ外国の悪徳しか得られないと思わない訳にはいかない」ともいう⁽⁴²⁾。

このような宣教師の見方に対し、先述した亡命革命家マーチニコフは、現代の日本ほど布教活動に適さない国はまず他にない、と述べ⁽⁴³⁾、また日本人はかくも宗教に無関心であればこそ、彼らの前進的運動も容易であるとして、ヨーロッパ人の日本の明治維新理解の浅薄さを説き、日本に対する大きな希望を唱える⁽⁴⁴⁾。

もう一度、ブスケの考えに戻ろう。日本のように、世俗の主権者があらゆる道徳の心棒となつてゐる所では、「カイザルのものはカイザルに返せ」というキリスト教的政教分離の精神は、社会的に効果を全くもたない⁽⁴⁵⁾。「日本人は自分の良心の声を法律の下位に、その神を天皇の下位に置く。禁じられている邪説や革新は日本人には主君への反逆」⁽⁴⁶⁾と思われている。

この期に至つて、國を開きたくない日本は、来るべき時を待ちながら開國を拒否する手筈を整えねばならない事を

悟った、とする。⁽⁴⁸⁾

「結局、この民族の精神は民族の野心に耐えうるものになるのであろうか。——国民には、病人と同じように、その危険期というものがある。そこから彼らは救いが死を待つてゐるのだ」⁽⁴⁹⁾、とブスケは将来の日本を思い警告するのである。

むすび

幕末維新期に来日した外国人は、日本の開国について、特にその宗教政策をどのように見たかという視点から以上のような概観をしてきた訳であるが、ここでその要点をまとめる事によつてむすびにかえることにする。

貿易や軍事や捕鯨、あるいは宣教を含む西欧列強の戦略的計画のなかに進められた外からの日本の開国は、日本国内からそれを受け身に捉える側面とは異なつた状況を示してゐたと思う。ここでは宗教政策に限つて見たわけだが、まず日本にやって来る西欧諸国は、かつて自分たちこそが日本を鎖国に追い込んだことを自覚しつつ近づいて來た。

彼らは政教一致主義の侵略と、宣教を盾に来航した時代とは異なり、今やキリスト教的政教分離の精神を前提として、人道主義と信教の自由を日本にも要求しようと開国を迫つた。

宣教のあり方、民族主義の理解などの点を広くアジア世界のなかで捉えている西欧列強は、他のアジア諸国との比較において、日本が如何に特殊であるか、を再認識する。そして日本再宣教を目指し、琉球に居を構えて入国の機会を待つ宣教師たちの情熱、命と年月を賭けて日本の開国に挑む、並々ならぬ日本への関心の深さを知る事ができる。

諸外国人と漂流民との関わりは、鎖国期を通して多様な形で行われていたのであり、それがキリスト教との関係が

深い場合には尚更、日本の開国という問題にからんでいたのである。人道主義を掲げて強要してきた難破船に対する開港と、漂流民に対する扱いについては、日本は早い時期に譲歩している。

信教自由という事については、日本は簡単には受け入れようとはしなかった。先に述べたような人道主義の理解には同調しても、人権としての信教自由思想には、終始抵抗を示す。この点、日本人が本来他に見られない程に宗教的寛容をもちつつ、一方では宗教的無関心、無神論の立場にいるだけに西欧人には、理解しにくい所であったにちがいない。日本人に宗教性がないという事は、ある人にキリスト教宣教は絶望的であり、またそれ故に文明開化しやすいと判断し、ある人は、伝統的宗教に失望しているので、かえってキリスト教に深い関心を示して来るであろう、と予想する。ところで本当に日本人には宗教性がないのであろうか。これはなお検討を要する課題である。

ともかくこの時期に来日した外国人にとって一貫して持っていた疑問と不信は、日本の天皇と結びついた神道主義や祭政一致主義であったと思われる。

ベリー来航当初は、日本に対する見方があらゆる面で楽観的であった。先述したように鎖国に追いこんだのはヨーロッパ諸国である、とは言いつつ、実はアメリカにとつては過去の咎意識は全くなく、他国の宗教には不干渉主義の立場を取る、と公言して来航して来た。ヨーロッパ列強の利害とは縁のない国で、必要ならば列強の圧力からアジア諸国や日本を守り、争いの時には仲裁人になつても良いと自負している所もあった。

先の神道主義の祭政一致に対する外国人の警戒は、ケンペル以来にイメージ化された神秘な国と天皇の支配、そして未開国なのだから仕方がない、という見方と重なつてゐるようにも思う。

ところで開港が進むにつれて、国内では禁止されているとは言え、居留地でのキリスト教宣教の活動が盛んになつていった。それが直接・間接に影響し始めると、神道主義の日本人役人たちを刺激することになつた。

一方では、日本人自身の内面の自覚も高まり、キリストンの子孫たちの発見と信仰宣言や、改宗、神仏分離、廢仏毀釈⁽¹⁾などの折りにみられる伝統的宗教への失望、などが噴出してくる。この動きは民衆の一揆や攘夷運動と交錯しつつ政府への圧力となり、逆に新政府への大きな期待のエネルギーともなった。

しかし結局は廢仏毀釈やキリスト教徒捕縛と迫害、神道主義への強化という宗教政策が打ち出されていく。しかしこの宗教政策は、開国という問題に大きく影響し、祖法キリスト教禁止というものをどのように維持するかが、または、その祖法がやむをえず打ち破られても、いつ、どのようにして取り戻すか、が支配者たちの関心になつていったのである。

明治維新の混乱を、幕府派とミカド派の一勢力の対立として外国人は見守る。弊害はあつたとは言え、アヘン戦争が清国への入口であったように、日本にやがて起きるはずの戦乱は、文明開化の好機であるとして期待さえしている。

しかしこの時にも、ミカドを利用して、天皇と結び付いた神道主義と祭政一致への動きに警戒する。旧幕府とは異なるところとして、ニコライが指摘するのであるが、急激に創出しようとすると神道国教化への強い反対であった。このような状況の中で、維新政府は外交団の抗議に直面した。邪宗門とキリストンを分離した高札を出す懷柔政策を取つたり、キリスト教徒たちは政治犯であると説明したり、その弾圧内容が知れ渡ると、日本の国内問題に外国勢は干渉してもらつては困るとはねつけたり、種々その抗議をかわしていく。

日本人の無神論的感覚から発案された、新宗教創設についても触れている。国民を精神的に統一する何かが必要であるとして、大限らが中心となって新宗教創設を企画した事である。キリスト教的立場から中村敬字が、これに強く反対してそれは中止された。⁽²⁾この事を、日本人の宗教的精神が皆無であるとの証拠として、ブスケは批判するので

ある。そして新しい組織として開かれた公議所などでも、キリスト教敵対の意見が強いと嘆く。⁽³⁾

一八七一年になると神祇省は廃止され、吉田神道も敗退、維新政府の宗教政策も表向きその転換期にあり、又開化策が急激に試みられ、次々に進歩的な条令が出されていった。

例えば版籍奉還、廢藩置県などが何の抵抗もなく行われていく事に外国人は驚く。そして反乱を恐れて信教の自由を許せない、という政府の口実は全く偽りだと見る。そしてそれにしても、日本人は支配者に自由に動かされる性質を持つ、と特記する。

天皇行幸などについて、ある宣教師たちは、天皇の人間宣言だと言う。昔は神秘的存在であった天皇も、今は民衆の前に公然と現れ、以前は空の御輿にさえ地に伏したのに、今は彼の前に帽子さえ脱がない者がいる、という。そしてミカドが神であるという信仰も尊敬も薄くなつた、と言う。この点、実際はどうであったのか。大久保利通の提案する天皇行幸案⁽⁴⁾の本意はどこにあるのであろうか。天皇の国民との直接的接触は、天皇神道主義の信仰を弱体化したのか、またはこれを機会に天皇崇拜信仰ができ上がつていったのかはその後の天皇制国家のあり方が答えてくれる。

岩倉使節団は、その第一の目的においては必ずしも成功しなかつたものの、その他の事には大成功であったといふ。この使節団渡航の最初の成果として得られたものこそ、キリスト教徒迫害の廃止と信教自由の問題であった。この件は、使節団にとって予想以上に、どこの国へいつても各國政府と世論からひびく追及された事で、ヨーロッパへ渡るとあまり歓迎されなかつた。というのも新聞などで知ったキリスト教徒迫害の事実に対し世論が、日本に批判的であつたためである。使節団もこの件に関しては次第に理解を示し認識を深めていた。最初アメリカへ渡った時には、いわゆる根本的な人権としての信教自由を学び、ヨーロッパへ渡つてからは、歴史の中で育つて来た寛容思想や、国教と他の宗教、宗教的精神と国民的統一との係わり、などを学んでいた。キリスト教が解禁された報告を

する宣教師は、「岩倉、大久保および他の使節団員に敬意を表して、彼らが昔の偏見とは縁を切って、この問題を理解し、捕われている全キリスト教徒の釈放を求める勇気を彼ら自らが持っていた事を言っておかなければならぬ」と記録している。⁽⁶⁾

使節団は、このようにその他多くの事柄を学んで帰国した。その様子は近年、広く世に紹介された久米邦武編田中彰氏校注による『米欧回覧実記』全五巻（岩波文庫）をみればわかるとしてある。この使節団について、ブラントンは敗戦であった事や、使節団は一様に極端に不満で反動的心境で帰国した、と記している。一方グリフィスは、これは反対に、大成功であったと述べ、一八七三年にほとんどの留学生が呼び戻された事などから誤解された点もあると言う。それは、この使節団の企画の段階から関係していたアメリカ人とイギリス人の見解の違いや、対抗意識から来る相違があったのではないかと推論される。いずれにしても帰国後の使節団は、活発にその体験と政治力を發揮していくのである。

使節団は、文明国の進歩の度合と、逆に日本の遅れを目のあたりにして、帰国後急務であるものとして採択していくのが、憲法と教育の問題であった。

例えは教育の問題であるが、これを宗教政策の関連からみると次の事が指摘できる。岩倉使節団の課題でもあった学校制度については、主にアメリカから多くを学んで来た。使節団在米中に、D・マレー博士が、日本の小学校から大学までの教育長に任命されたという。⁽⁸⁾先述したブラントンによると、女子教育のためにも外国人を雇う積りであったとし、その場合でできるだけアメリカ人であることや、宣教活動をしない人を使節は望んでいたことを伝える。

当時、留守政府においては、神道を中心とした国教主義もままならず、日本国内に広がり始めたキリスト教を、禁止しきれなくなつて来ていた。そしてその頃から教育部を中心には神道教化策を取り、政府は上からの一大国民教化運

動を転回させていく事になる。帰国寸前の岩倉のところに、これからは「異教を法と刑を以て禁ぜず、教を以て禁ぜず」とか、「教を以て之を禁じて、法を以て禁ぜず」という表現の書簡が届くようになる。⁽⁹⁾ キリスト教禁止という想法が守れないのなら、これからは「教」をもって禁じていこうと「うものである。この「教」は神道主義的教化の事であり、これが学校教育との関係を深めていくことなのであり、ここにまた、日本の政教一致の様相を見る事が出来るのである。

岩倉使節団は、キリスト教が、西欧文明諸国統一の精神として果たしている役割を見出してきた。彼らの帰国にして同行した、お雇い外国人の法律家ブスケは、日本の国家創りに参画する当たり、宗教の状態をみてなげく。日本にとつて宗教は、心の中の暗い深みを振り動かすには至らない、固い信仰が偉大な民族の教育の有力な要素であることは歴史が証明している。しかし日本には、この宗教的感情が完全に消失している。前述した新宗教を創設しようとした事こそ、宗教的感情、宗教精神を理解していないことを示すものである。日本の政府は宗教から独立して、政府の目には唯一と映するある教義があらゆる宗教的教義に優越し、それに代わる。それは権力の無謬性の教義である。⁽¹⁰⁾ これはブスケの日本への一つの警告であろう。キリスト教徒としての独善主義もなくはないが、日本人の宗教的無関心は、逆にそれだけに宗教が政治に利用されやすく、権力に弱く支配されやすい日本人への問い合わせでもあった。

岩倉使節団は、国家を統一し、文明開化していく精神的エネルギーの役割を宗教に見出した時、例えば岩倉は前述したように神道教化策を学校教育と関連させ、木戸は仏教を国教とする案を考えた。⁽¹¹⁾ 少し時代を下ることになるが、木戸、大久保、岩倉の無き後、伊藤博文が、憲法草案の枢密院第一議会を開くに当たって、「此原案ヲ起草シタル大意」を述べている中で、次のような内容のものがある。

抑欧洲ニ於テハ憲法政治ノ萌芽セルコト千余年独リ人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス又タ宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ深ク人心ニ浸潤シテ人心此ニ帰一セリ然ルニ我国ニ在テハ、宗教ナル者其力微弱ニシテ一モ国家ノ機軸タルヘキモノナシ仏教一タヒ隆盛ノ勢ヲ張リ上下ノ人心ヲ繫キタルモ今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖術ストハ雖宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ我国ニ在テ機軸トスペキハ独リ皇室アルノミ是ヲ以テ此憲法草案ニ於テハ専ラ意ヲ此点ニ用イ君權ヲ尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セサランコトヲ勉メリ——（傍点筆者）

宗教と天皇が、このように繋がっている所に、ブスケの警告が単なる杞憂だけではなかつたのである。

一八七五年、福沢諭吉の『文明論之概略』が出版された。宣教師フォルカードとギゾーの事に関連して、この本の事については先述した。ギゾーの『文明史』から強い印象を受けた福沢は、この本の中で明確に政教分離思想を説いている。⁽¹³⁾ この思想を当時の人びとはどのように受け止めたのであらうか。丸山真男氏は、これを解説して、明治憲法と大日本帝国、そしてこれと特異に癒着していく神道を当時の人びとは、ほとんど予測していないと説いている。⁽¹⁴⁾

一八七二年、「天皇は現人神ではなくた」と喜ばしげに書く宣教師グリフォイスの楽観論は、少々飛躍するが、一九四六年の天皇の人間宣言が、当時の日本人よりもむしろ多くのアメリカ人占領軍の人びとをほつとさせ、喜ばせた、とするライシャワー氏の言葉⁽¹⁵⁾にも通じると言えないだらうか。外国人の芽に映った鎖国日本は、常に神秘をまとい、天皇へのイメージがこの神秘で神國である日本と重なつた。ケンペルをもつて代表されるこのような天皇觀は、後世に来日した外国人たちの目で再確認される。この稿を通して見てきた日本の開国期に、外国人が常に警戒しているのは、この神秘さをまとう日本の祭政一致、政教一致の政策であり、この政策が続く日本の将来でもあつたようと思ふ。

一九七一年に発刊された『外国人の見た天皇』を見てみよう。ヨーロッパを訪問した天皇に対する諸地域の新聞記事に使用されていた表現を見ると、「神であった人間」、「天の子」、「なにかしら神秘がつきまとう」、「ゴット」などという言葉がある。現代の天皇について、「国民の象徴」としての存在の説明をしながらも、まさしく日本の神秘がつきました、ことが報じられているのである。

鎖国は、キリスト教禁止をもつて始められたのであるから、開国はキリスト教解禁・信教自由をもつて始まる。その意味から「信教の自由」が、初めて成文化されたのは明治憲法であり、その時こそ開国と呼ぶにふさわしい時になる。しかしその条文は歴史が証明している通り、あまりにもろく、虚偽に満ちたものであった。そして現在の日本憲法にも、信教の自由、政教分離は盛り込まれている。たとえ外国人がどのように見ようとも、日本人自身が過去の悲劇を繰り返さない為にも、この箇条の眞の意味を守らねば、〈国際的日本〉の立場はなくなってしまうであろう。

注

はじめに

一、一八五三年前後～一八五八年

(1) 参考文献表

左A～AJは使用した参考文献である。

本論文中に引用した場合は、この文献表のアルファベット記号によつて書名を現した。

- A エンゲルベルト・ケンペル、今井正訳『日本誌』上、下、霞ヶ崎出版、一九七三年
- B シーボルト、中井、妹尾、末木、石山訳『日本』全九巻、雄松堂、一九七八年
- C メイラン、岡田章雄訳『日本』(『長崎県史』第三) 吉川弘文館、一九六六年
- D マクドナルド、ウイリアム・ルイス、村上直次郎編 富田虎男訳訂『日本回憶記』刀水書房、刀水歴史全書六、一九七九年

Y X W V U T S R Q P O N M L K J I H G F E

- S・W・ウイリアムズ、洞富雄訳『ペリー提督遠征記』①～④、岩波文庫、一九四八年
 ベリー、金井譯『ベリー日本遠征日記』新異国叢書八、雄松堂、一九七〇年
 ゴンチャロフ、高野明、島田陽訳『日本渡航記』新異国叢書十一、雄松堂、一九六九年
金井譯『描かれた幕末明治、イラストレイテッド・ロンドン・ニュース 日本通信一八五三一一九〇二』雄松堂、一九七三年

ワシリイ・マホフ、高野明、島田陽訳『フレガート・ディアーナ号航海誌』(右記Hの付録)一九六九年
 ハリス、坂田精一訳『日本滞在記』上、中、下、岩波文庫、一九五三年
 ヒュースケン、青木枝朗訳『日本日記』校倉書房、一九七一年
 ボンベ、沼田、荒瀬訳『日本滞在見聞記』新異国叢書十、雄松堂、一九六八年
 ローレンス・オリファント、ウイリアム・ウエーラー、中須賀哲朗訳『英國公使館員の維新戦争見聞記』校倉書房、一九七四年

オスボーン「日本近海巡航記」(『長崎県史』第三)吉川弘文館、一九六六年
 ホジソン、多田實訳『長崎函館滞在記』新異国叢書、第二輯、四、雄松堂、一九八四年
 オールコフク、山口光朝訳『大君の都』上、中、下、岩波文庫、一九六二年
 ルドルフ・リンダウ、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』新人物往来社、一九八六年
 フォーチュン「江戸と北京」(『長崎県史』第三)吉川弘文館、一九六六年
 スミス「日本における十週間」(『長崎県史』第三)吉川弘文館、一九六六年
 オイレンブルク、中井晶夫訳『日本遠征記』上、下、新異国叢書十三、雄松堂、一九六九年
 ブラック、ねず・まさし、小池晴子訳『ヤング・ジャパン』①～③、東洋文庫、一九七〇年
 ニコライ、中村健之介訳『ニコライの見た幕末日本』講談社、一九七九年
 アーネスト・サトウ、坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』上、下、岩波文庫、一九六〇年
A・B・ミットフォード、長岡祥三訳『英国外交官の見た幕末維新』新人物往来社、一九八五年

- Z M・V・ブラント、原潔、永岡教訳『レイツ公使の見た明治維新』新人物往来社、一九八七年
 A A V・F・アルミニヨン、大久保昭男訳『イタリア使節の幕末見聞記』新人物往来社、一九八七年
 A B R・H・ブラントン、徳力真太郎訳『お雇い外人の見た近代日本』講談社、一九八六年
 A C グリフ・ス、山下英一訳『明治日本体験記』東洋文庫、一九八四年
 A D J・M・マラン、チーズリー訳『東北紀行—フランス人の見た明治初年の日本』(宣教師の見た明治の頃)キリストン文化研究シリーズ一、キリストン研究会、一九六八年
 A E ブスケ、野田良之、久野桂一訳『ブスケ日本見聞記—フランス人の見た明治初年の日本』①、②、みすず書房、一九七七年
 A F メーチニコフ、渡辺雅司訳『亡命ロシア人の見た明治維新』講談社、一九八一年
 A G フランシスク・マルナス、久野桂一訳『日本キリスト教復活史』みすず書房、一九八五年
 A H アンダール、高橋邦太郎訳『トランブル幕末日本絵図』上、下、新異國叢書十四、雄松堂、一九六九年
 A I M. C. PERRY, NARRATIVE OF THE EXPEDITION OF AN AMERICAN SQUADRON TO THE CHINA SEAS AND JAPAN PERFORMED IN THE YEARS 1852, 53 AND 54, HOUSE OF REPRESENTATIVE, 1856; VOL. 2; 106本の冊子と題せらるる意原著は略称にて。
 REMARKS OF COMMODORE PERRY ON THE EXPEDIENCY OF THE EXTENSION OF FURTHER ENCOURAGEMENT TO AMERICAN COMMERCE IN THE EAST (p. 171)
 REMARKS OF COMMODORE PERRY UPON THE PROBABLE FUTURE COMMERCIAL RELATIONS WITH JAPAN AND LEW CHEW (p. 183)
- (2) 『大日本古文書幕末外国關係文書』一巻、東京帝國大学文科大学史料編纂掛、706頁。
 (3) E(1)27~29、(2)27~28。
 (4) 宣教師らの報告書をはじめとする史料。例えば、AA17~20他多數。
 (5) ケンベルとシーボルトがどのくら引用されているか、その頻度を数冊の見聞録で見ると左表の通り（数字は引用されて

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6)

F	E	E	H	H	L	P	R	A	D	Q	Y	X	E	H	H
88	(3)	(3)	421	160	130	15	36	F	46	上	9	上	(1)	151	152
264	230									16	45	49	23		
			A	236						22					
			206												
		E								56					
		(1)													
		206						A							
								A							
								168							

文献記号		
↓	ケンペル	シーポルト
H	11	1
P	1	1
U 下	8	3
F	0	3
G	4	6
AG	2	1

いる度数)。

(44	(43	(42	(41	(40	(39	(38	(37	(36	(35	(34	(33	(32	(31	(30	(29	(28	(27	(26	(25	(24	(23	(22	
L 65	L 53	Q 下 247	Q 下 245	Q 中 81	K 24	D 136	C 371	C 395	C 394	E ① 99	A J	日本人の優秀性を説くものは多い。反対に日本人の人種的劣等性を挙げているものを紹介すると、R 176がある。	E ① 208	R 48	E ① 82	A E ② 572	A E ① 572	W 73	E ① 76	E ① 105	E ① 207	E ① 206	E ① 207
~ 67																	P 14	Q 上 110	X 上 46	など記録は多い。			
																	U 下 125	E ① 68	S 482	H 250	他		

67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45
A G E A A A A A A A D 19 K 上 K 上 K 上 K 中 A E L 79 L 81 E ① G H L
G 115 ② G G G G G G G 110 232 38 146 78 301 76 79 108 468 72
76 170 65 57 55 50 51 210 56 51 284 65 427 65 34 553 H 558
284 65 427 65 34 553 H 558

浦川和三郎『朝鮮殉教史』国書刊行会、一九七三年。
セシル提督については、AG50を参照。
AG51、マルボ『フォルカード閣下伝』

(68) 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

A G 80 A G 81 A G 85 A G 86 A G 87 A G 88 A G 89 A G 90 A G 103 A G 104 A G 105 A G 106 A G 107 A G 108 A G 109 A G 110 A G 111 A G 112 A G 113 A G 114 A G 115 A G 116 A G 117 A G 118 A G 119 A G 120 A G 121 A G 122 A G 123 A G 124 A G 125 A G 126 A G 127 A G 128 A G 129 A G 130 A G 131 A G 132 A G 133 A G 134 A G 135 A G 136 A G 137 A G 138 A G 139 A G 140 A G 141 A G 142 A G 143 A G 144 A G 145 A G 146 A G 147 A G 148 A G 149 A G 150 A G 151 A G 152 A G 153 A G 154 A G 155 A G 156 A G 157 A G 158 A G 159 A G 160 A G 161 A G 162 A G 163 A G 164 A G 165 A G 166 A G 167 A G 168 A G 169 A G 170 A G 171 A G 172 A G 173 A G 174 A G 175 A G 176 A G 177 A G 178 A G 179 A G 180 A G 181 A G 182 A G 183 A G 184 A G 185 A G 186 A G 187 A G 188 A G 189 A G 190 A G 191 A G 192 A G 193 A G 194 A G 195 A G 196 A G 197 A G 198 A G 199 A G 200 A G 201 A G 202 A G 203 A G 204 A G 205 A G 206 A G 207 A G 208 A G 209 A G 210 A G 211 A G 212 A G 213 A G 214 A G 215 A G 216 A G 217 A G 218 A G 219 A G 220 A G 221 A G 222 A G 223 A G 224 A G 225 A G 226 A G 227 A G 228 A G 229 A G 230 A G 231 A G 232 A G 233 A G 234 A G 235 A G 236 A G 237 A G 238 A G 239 A G 240 A G 241 A G 242 A G 243 A G 244 A G 245 A G 246 A G 247 A G 248 A G 249 A G 250 A G 251 A G 252 A G 253 A G 254 A G 255 A G 256 A G 257 A G 258 A G 259 A G 260 A G 261 A G 262 A G 263 A G 264 A G 265 A G 266 A G 267 A G 268 A G 269 A G 270 A G 271 A G 272 A G 273 A G 274 A G 275 A G 276 A G 277 A G 278 A G 279 A G 280 A G 281 A G 282 A G 283 A G 284 A G 285 A G 286 A G 287 A G 288 A G 289 A G 290 A G 291 A G 292 A G 293 A G 294 A G 295 A G 296 A G 297 A G 298 A G 299 A G 300 A G 301 A G 302 A G 303 A G 304 A G 305 A G 306 A G 307 A G 308 A G 309 A G 310 A G 311 A G 312 A G 313 A G 314 A G 315 A G 316 A G 317 A G 318 A G 319 A G 320 A G 321 A G 322 A G 323 A G 324 A G 325 A G 326 A G 327 A G 328 A G 329 A G 330 A G 331 A G 332 A G 333 A G 334 A G 335 A G 336 A G 337 A G 338 A G 339 A G 340 A G 341 A G 342 A G 343 A G 344 A G 345 A G 346 A G 347 A G 348 A G 349 A G 350 A G 351 A G 352 A G 353 A G 354 A G 355 A G 356 A G 357 A G 358 A G 359 A G 360 A G 361 A G 362 A G 363 A G 364 A G 365 A G 366 A G 367 A G 368 A G 369 A G 370 A G 371 A G 372 A G 373 A G 374 A G 375 A G 376 A G 377 A G 378 A G 379 A G 380 A G 381 A G 382 A G 383 A G 384 A G 385 A G 386 A G 387 A G 388 A G 389 A G 390 A G 391 A G 392 A G 393 A G 394 A G 395 A G 396 A G 397 A G 398 A G 399 A G 400 A G 401 A G 402 A G 403 A G 404 A G 405 A G 406 A G 407 A G 408 A G 409 A G 410 A G 411 A G 412 A G 413 A G 414 A G 415 A G 416 A G 417 A G 418 A G 419 A G 420 A G 421 A G 422 A G 423 A G 424 A G 425 A G 426 A G 427 A G 428 A G 429 A G 430 A G 431 A G 432 A G 433 A G 434 A G 435 A G 436 A G 437 A G 438 A G 439 A G 440 A G 441 A G 442 A G 443 A G 444 A G 445 A G 446 A G 447 A G 448 A G 449 A G 450 A G 451 A G 452 A G 453 A G 454 A G 455 A G 456 A G 457 A G 458 A G 459 A G 460 A G 461 A G 462 A G 463 A G 464 A G 465 A G 466 A G 467 A G 468 A G 469 A G 470 A G 471 A G 472 A G 473 A G 474 A G 475 A G 476 A G 477 A G 478 A G 479 A G 480 A G 481 A G 482 A G 483 A G 484 A G 485 A G 486 A G 487 A G 488 A G 489 A G 490 A G 491 A G 492 A G 493 A G 494 A G 495 A G 496 A G 497 A G 498 A G 499 A G 500 A G 501 A G 502 A G 503 A G 504 A G 505 A G 506 A G 507 A G 508 A G 509 A G 510 A G 511 A G 512 A G 513 A G 514 A G 515 A G 516 A G 517 A G 518 A G 519 A G 520 A G 521 A G 522 A G 523 A G 524 A G 525 A G 526 A G 527 A G 528 A G 529 A G 530 A G 531 A G 532 A G 533 A G 534 A G 535 A G 536 A G 537 A G 538 A G 539 A G 540 A G 541 A G 542 A G 543 A G 544 A G 545 A G 546 A G 547 A G 548 A G 549 A G 550 A G 551 A G 552 A G 553 A G 554 A G 555 A G 556 A G 557 A G 558 A G 559 A G 560 A G 561 A G 562 A G 563 A G 564 A G 565 A G 566 A G 567 A G 568 A G 569 A G 570 A G 571 A G 572 A G 573 A G 574 A G 575 A G 576 A G 577 A G 578 A G 579 A G 580 A G 581 A G 582 A G 583 A G 584 A G 585 A G 586 A G 587 A G 588 A G 589 A G 590 A G 591 A G 592 A G 593 A G 594 A G 595 A G 596 A G 597 A G 598 A G 599 A G 600 A G 601 A G 602 A G 603 A G 604 A G 605 A G 606 A G 607 A G 608 A G 609 A G 610 A G 611 A G 612 A G 613 A G 614 A G 615 A G 616 A G 617 A G 618 A G 619 A G 620 A G 621 A G 622 A G 623 A G 624 A G 625 A G 626 A G 627 A G 628 A G 629 A G 630 A G 631 A G 632 A G 633 A G 634 A G 635 A G 636 A G 637 A G 638 A G 639 A G 640 A G 641 A G 642 A G 643 A G 644 A G 645 A G 646 A G 647 A G 648 A G 649 A G 650 A G 651 A G 652 A G 653 A G 654 A G 655 A G 656 A G 657 A G 658 A G 659 A G 660 A G 661 A G 662 A G 663 A G 664 A G 665 A G 666 A G 667 A G 668 A G 669 A G 670 A G 671 A G 672 A G 673 A G 674 A G 675 A G 676 A G 677 A G 678 A G 679 A G 680 A G 681 A G 682 A G 683 A G 684 A G 685 A G 686 A G 687 A G 688 A G 689 A G 690 A G 691 A G 692 A G 693 A G 694 A G 695 A G 696 A G 697 A G 698 A G 699 A G 700 A G 701 A G 702 A G 703 A G 704 A G 705 A G 706 A G 707 A G 708 A G 709 A G 710 A G 711 A G 712 A G 713 A G 714 A G 715 A G 716 A G 717 A G 718 A G 719 A G 720 A G 721 A G 722 A G 723 A G 724 A G 725 A G 726 A G 727 A G 728 A G 729 A G 730 A G 731 A G 732 A G 733 A G 734 A G 735 A G 736 A G 737 A G 738 A G 739 A G 740 A G 741 A G 742 A G 743 A G 744 A G 745 A G 746 A G 747 A G 748 A G 749 A G 750 A G 751 A G 752 A G 753 A G 754 A G 755 A G 756 A G 757 A G 758 A G 759 A G 760 A G 761 A G 762 A G 763 A G 764 A G 765 A G 766 A G 767 A G 768 A G 769 A G 770 A G 771 A G 772 A G 773 A G 774 A G 775 A G 776 A G 777 A G 778 A G 779 A G 780 A G 781 A G 782 A G 783 A G 784 A G 785 A G 786 A G 787 A G 788 A G 789 A G 790 A G 791 A G 792 A G 793 A G 794 A G 795 A G 796 A G 797 A G 798 A G 799 A G 800 A G 801 A G 802 A G 803 A G 804 A G 805 A G 806 A G 807 A G 808 A G 809 A G 810 A G 811 A G 812 A G 813 A G 814 A G 815 A G 816 A G 817 A G 818 A G 819 A G 820 A G 821 A G 822 A G 823 A G 824 A G 825 A G 826 A G 827 A G 828 A G 829 A G 830 A G 831 A G 832 A G 833 A G 834 A G 835 A G 836 A G 837 A G 838 A G 839 A G 840 A G 841 A G 842 A G 843 A G 844 A G 845 A G 846 A G 847 A G 848 A G 849 A G 850 A G 851 A G 852 A G 853 A G 854 A G 855 A G 856 A G 857 A G 858 A G 859 A G 860 A G 861 A G 862 A G 863 A G 864 A G 865 A G 866 A G 867 A G 868 A G 869 A G 870 A G 871 A G 872 A G 873 A G 874 A G 875 A G 876 A G 877 A G 878 A G 879 A G 880 A G 881 A G 882 A G 883 A G 884 A G 885 A G 886 A G 887 A G 888 A G 889 A G 890 A G 891 A G 892 A G 893 A G 894 A G 895 A G 896 A G 897 A G 898 A G 899 A G 900 A G 901 A G 902 A G 903 A G 904 A G 905 A G 906 A G 907 A G 908 A G 909 A G 910 A G 911 A G 912 A G 913 A G 914 A G 915 A G 916 A G 917 A G 918 A G 919 A G 920 A G 921 A G 922 A G 923 A G 924 A G 925 A G 926 A G 927 A G 928 A G 929 A G 930 A G 931 A G 932 A G 933 A G 934 A G 935 A G 936 A G 937 A G 938 A G 939 A G 940 A G 941 A G 942 A G 943 A G 944 A G 945 A G 946 A G 947 A G 948 A G 949 A G 950 A G 951 A G 952 A G 953 A G 954 A G 955 A G 956 A G 957 A G 958 A G 959 A G 960 A G 961 A G 962 A G 963 A G 964 A G 965 A G 966 A G 967 A G 968 A G 969 A G 970 A G 971 A G 972 A G 973 A G 974 A G 975 A G 976 A G 977 A G 978 A G 979 A G 980 A G 981 A G 982 A G 983 A G 984 A G 985 A G 986 A G 987 A G 988 A G 989 A G 990 A G 991 A G 992 A G 993 A G 994 A G 995 A G 996 A G 997 A G 998 A G 999 A G 1000 A G

一七八九年、ラ・ベルーズ号の乗組員が上陸した時、アイヌ人に非常に歓迎されたという (A G 100)。

E ①
E ②
A J にしばしば記録されている。

H 1、
F 373、
F E
E 236、
E 246、
E 371

石井研堂『異国漂流奇談集』福永書店、一九二七年など。
『神力丸馬丹漂流口書』、『異国江漂流仕候陸奥國の者四人口書』など。

A G 30

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	
H	E	E	E	E	E	Q	T	E	L	A	H	E	E	H	G	F	E	F	F	F	A	A	
422	④	③	①	①	①	上	506	④	168	286	616	①	①	180	198	201	③	6	4	7	G	G	
162	193	68	69	69	127	,		31				63	48				166	,		118	38		
423	{								291			{						D			{		
163	,		I		I							64					170		40		40		
E																	④				44		
④																	121						
110	,																						
J																							
681	,																	F					
685																	201						
																	{						
																	203						

136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	
E	梅溪	K	L	K	P	H	H	L	L	K	K	F	F	Q	E	H	A	A	G	F	F	F	
③	昇	下	99	下	16	180	152	165	158	下	中	348	373	下	②	467	172	168	350	246	345	236	
20、		87	{	57、	E				{	30	21			83	244								
202、	『お雇い外国人』			97、	①				159					『大日本古文書、幕末外交文書、付録』									
204、			L	60、										589	頁。								
E		④		189	K																		
54、					88																		
55、																							
F																							
225、																							
366、																							
G																							
350、																							
X																							
上																							
127、																							
150、																							
197、																							
219、																							
R																							
33、																							
34、																							
206、																							
A																							
E		②																					
801、																							
K																							
中																							
47、																							
Z																							
236、																							
S																							
489、																							

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	S 484、 その他。	二、一八五九～六七年	(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	U 下47、P 141など初期のものでも、これだけある。	
P 21 24	T 500 ~ M	P 181	T 515 P 185	M	T 507	T 507	A I	A J 16、	E ① 224	E ① 228	F 376	E ④ 128	E ④ 140	E ④ 64	E ④ 58	E ④ F 284、	E ④ F 284、	E ④ 300、	E ④ 305	O 476	X 上 181	O 476 その他、多數。	
							T 506									K 中 219、	K 下 179、	K 下 179、	K 下 179、				

M(ポンペの著述の別訳からの引用。)ポンペ「日本における五年間」(『長崎県史』第三) 666

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
A	W	D	P	R	P	K	Q	L	R	P	A	Q	P	E	Z	U	Z	U	N	P	P	P	
F	81	150	110	47	164	中	上	153	16	108	E	下	108	②	12	下	32	下	23	185	183		
156	151					255	37			109	46	①	159	241	13	165	33	39	その他。	24			
						R							A	69		Y							
						45							E										
						H							①										
						696							46										

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
A G	X 下	X 下	X 下	X 下	Z 110	A G	A G	A G	P 164	U 142	A G	A G	X 上	X 下	T 495	Q 下	P 66	R 46	P 164	A G	A G	
340 340	196 73	73 197	197 72	72	253 233	198 243	243 238	238 196	87 87	197 197	361 361											
331					A G	258 315	Q 下	272 239		X 上			207 207		U 8					329 329	201 201	
W 82					A D																	
83					25 37																	
					W 82																	
					X 下																	
					37 72																	

8	7	6	5	4	3	2	1	三、一 八六八	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
A	A	W	W	A	A	W	W	A	A	A	V	Q	Q	Q	Q	L	Q	Q	X	W	
D	G	85	96	F	G	96	15	A	A	A	②	下	下	下	下	152	Q	Q	X	W	84
98	399			37	356			168	164	231	164	257	268	252	247	160	157	73			
{		A			A	18		A									{	{			
99	418			G				F									161	158			
A								16	92								A				
D																236	G				
98																					

(政府閣僚との論議)

幕末維新期における来日外国人の日本宗教政策網

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
Z	Z	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
206	208	D	D	D	F	E	E	E	E	E	C	B	E	E	E	C	F	C	C	B	B	
150	106	112	155	②	②	②	②	①	280	159	280	159	②	②	②	292	89	291	292	151	145	135
811	650	644	643	1	、	、	、	、	753	648	753	753	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	
24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	24	、	
62		62		62		62		62		62		62		62		62		62		62		62

(49)	A E ② 769	(48)	A E ② 753	(47)	A E ② 362	(46)	A E ② 640	(45)	A E ② 564	(44)	A F 114	(43)	A F 24	(42)	A C 299
------	--------------------	------	--------------------	------	--------------------	------	--------------------	------	--------------------	------	---------------	------	--------------	------	---------------

むすび

- (1) 村上重良『天皇制国家と宗教』日本評論社、一九八六年、33～40頁を参考。
- (2) 立石駒吉編『大限伯社会観』134頁。
- (3) 当時の公議所日誌および、後の左院まで含めて見る限り、中には結構開明的な意見も多い。
- (4) 『大久保利通文書』第二、日本書籍協会、191～195頁、大坂遷都の建白書、明治一年一月二十三日。
- (5) A G 429
- (6) A G 429
- (7) 英米人の見解の違いについて触れられているものとして、ゴーブル研究の川島第二郎「岩倉使節団とゴーブル」(『源流』五号、三青社、昭和六十年)が参考になる。
- (8) A C 280
- (9) 「岩倉俱視関係文書」五巻、136、155頁。
- (10) A E ② 642
- (11) 家永三郎編『明治前期の憲法構想』福村出版、51頁。
- (12) 『枢密院会議事録』第一巻、東京大学出版会、昭和五十九年、157頁。

- (13) 福沢諭吉『文明論之概略』岩波文庫、一九三二年、195頁。
- (14) 丸山真男『「文明論之概略」を読む』下巻、岩波新書、120～123頁。
- (15) E・O・ライシャワー、國弘正雄訳『ザ・ジャバニーズ』文藝春秋、一九七九年、251頁。
- (16) 海老坪勇、神谷尚佳訳、原書房、一九七一年。